

【特別寄稿】

解放後の独立促成愛国婦人会の組織と活動に関する研究

梁東淑

I. はじめに

解放直後から1948年南北の国家建設までの時期は、韓国社会の各政治勢力が米ソ分割占領という条件下で自分たちの政治理念と路線を標榜しつつ新たな国家建設活動を展開した時期だった。新たな国家樹立をめぐる繰り広げられた左翼と右翼の政治対立は女性団体の組織と活動にも大きな影響を及ぼした。解放後、最初に結成された左右連合の女性団体である「全国婦女同盟」はこのような政治状況を背景に、左翼の「朝鮮婦女総同盟」、右翼の「韓国愛国婦人会」と「朝鮮女子国民党」に分離された。

初期の右翼女性運動を代表する韓国愛国婦人会と朝鮮女子国民党は、右翼政治勢力の勢力拡張を背景に信託統治反対運動に積極的に参加した。「独立促成中央婦人団」は右翼女性諸団体の信託統治反対運動の産物として結成された。米軍の進駐と信託統治反対運動、第1次米ソ共同委員会の決裂など一連の過程を経て、初期の右翼女性諸団体はふたたび「独立促成愛国婦人会（以下、独促婦人会）」へと組織統合し全国的な統一を図った。「全国女性団体総連盟（以下、女総）」の構成団体にも参加し組織を拡大した独促婦人会は、以降国際的な冷戦構図が深化する状況にあって、米国の対朝鮮政策、そして李承晩と「韓国民主党」勢力の支援を足がかりとして南側だけの単独政府樹立運動に積極的に参加した。

解放後の独促婦人会に代表される右翼女性諸団体は、米軍政期に新設された「婦女局」・「女子警察」とも協力体制を形成しつつ活動を展開した。しかしその過程は、左翼女性団体の勢力を弱体化させていくと同時に、下層女性大衆の生存権的な要求を無視していく過程であった。さらに独促婦人会は、行政権力を媒介にして議会進出と立法活動にも参与したが議会進出には失敗した。その後、独促婦人会は南側単独政府樹立という政治路線を採っていた李承晩の政治活動を積極的に支持した。その結果大韓民国政府が樹立した後、独促婦人会は李承晩の官民合作を通じた全国的な組織化事業を背景に、ソウル市婦人会と統合して「大韓婦人会」に再組織された。このように独促婦人会の結成と活動の変遷過程は、解放後の左右の政治勢力が相互に競争するなかで展開されたといえよう。

現代女性団体の原型はまさに米軍政期に作られたと言っても過言ではない。にもかかわらずこの時期の女性団体に関する研究はまったく不十分な状況だ。既存研究の大部分は左翼女性団体に関する研究に限定されているのが学界の実情だ。米軍政期右翼女性団体は国家権力機構と癒着して女性大衆の地位向上や権利・人権保障のための活動をするよりも、米軍政の多くの政策事業に動員される場合が多かった。このような女性団体の性格は、政府樹立後にいっそう強化された。独促婦人会は政府樹立後、大韓婦人会の母体となって第一共和国後半期（訳注：第一共和国は1948.8～1960.4. 李承晩は3代に渡って大統領に就

任した)の李承晩政権の独裁化が進むにつれて、婦女行政組織とともに独裁強化のための政治的道具へと転落した。女性団体の国家権力機構との癒着は、1960～70年代、朴正熙の時期のセマウル運動に女性を動員するところにまでつながった。したがって1950～70年代韓国女性団体の性格を理解するためには、その原型が作られた時期といえる解放直後の時期に関心を持たざるをえない。それがこの時期の代表的な右翼女性団体である独促婦人会に関する研究が必要な理由である。

これまでの解放後の女性団体に関する既存研究は、概して米軍政期に焦点を合わせた左翼女性運動団体と北朝鮮女性運動団体に関する研究がほとんどである。¹⁾しかし米軍政期の朝鮮婦女総同盟(後の民主女性同盟)を瓦解させるために尽力し、政府樹立以降には李承晩と自由党権力に従属して女性運動を歪曲させていったといえる右翼女性運動・団体についての研究はごく少ない。本稿の主たる対象になっている米軍政期の代表的な右翼女性団体である独促婦人会の組織と活動を独自の研究対象とした先行研究はほとんど無い状況だ。しかし独促婦人会を含む右翼女性団体を部分的に扱った研究はいくつかある。²⁾

右翼女性団体に関する代表的な先行研究はムン・ギョンランとイ・ベヨンによって行われた。³⁾彼らは米軍政期の左右の女性団体運動に関して概括的な研究を試みている。そして米軍政と第一共和国の時期に婦女行政を担当した婦女局に注目したファン・ジョンミとチョン・ヒョンジュの論文⁴⁾がある。さらに解放後の女子警察制の形成と活動を扱った研究もある。⁵⁾次に解放後の右翼女性運動指導者の議会進出と立法活動に関する諸研究がある。⁶⁾そのほかにも1950年代女性運動に関する研究、女性の存在条件と生活に関する研

¹⁾ 金南植、『南労党研究 1』, トルベゲ, 1984; 宋連玉, 「朝鮮婦女総同盟-8.15 解放直後の女性運動」, 『朝鮮民族運動史研究 2』, 青丘文庫, 1985; ムン・ギョンラン, 『米軍政期韓国女性運動に関する研究』, 梨花女子大修士学位論文, 1989; イ・スンヒ, 『韓国女性運動史研究: 米軍政期女性運動を中心に』, 梨花女子大政治外交科博士学位論文, 1991; 梁東淑, 「米軍政期 朝鮮婦女総同盟の組織と活動研究」, 『アジア現代女性史』創刊号, アジア現代女性史研究会(CAWA), 2005; キム・グァンウン, 「解放直後の北朝鮮民主女性総同盟の状況と政治参与」, 『史学研究』第77号, 韓国史学会, 2005.

²⁾ 右翼女性団体は、右翼女性運動家の回顧録・評伝などでも多く扱われた。しかしそれらの資料は引用するとき注意せねばならない。団体結成や成員の個人的情報に関する事実確認作業なしに回顧録や評伝などで証言している内容をそのまま引用して現在研究されている場合もある。韓国婦人会総本部, 『韓国女性運動略史: 1945～1963年まで人物中心』, 韓国婦人会総本部, 1986; 秋溪崔恩喜文化事業会, 『女性前進 70年』, 秋溪崔恩喜文化事業会, 1991.

³⁾ ムン・ギョンラン, 『米軍政期の韓国女性運動に関する研究』, 梨花女子大修士学位論文, 1989; イ・ベヨン, 「米軍政期の女性生活の変貌と女性意識, 1945～1948」, 『歴史学報』150集, 1996; イ・ベヨン他, 「韓国女性史定立のための女性人物類型研究IV(1945～1948)」, 『女性学論集』第13集, 1999; イ・ベヨン, 「韓国の女性生活と意識変化についての現代史的考察(1948～1970年代を中心に)」, 『韓国近現代史研究』夏号第25集, 2003.

⁴⁾ ファン・ジョンミ, 「解放後の初期国家機構の形成と女性, 1946～1960: 婦女局を中心に」, 『韓国学報』第28巻第4号, 2002; チョン・ヒョンジュ, 『大韓民国第1共和国の女性政策研究』, 梨花女子大史学科博士学位論文, 2004.

⁵⁾ 梁東淑, 「解放後の女性警察制形成と活動に関する研究(1945～1950)」, 『韓国民族運動史研究』, 韓国民族運動史学会, 2009.

⁶⁾ 梁東淑, 「解放後の公娼制廃止過程研究」, 『歴史研究』9, 歴史学研究所, 2001; ユ・スクラン, 「光復後の国家建設過程での性不平等構造の形成: 普通選挙法と制憲憲法作成過程

究、家族に関する諸研究と右翼女性人物についての研究で解放直後の女性諸団体を部分的に扱ったものもあった。⁷⁾

以上の諸研究は主に米軍政期女性運動の全般的流れのなかで右翼女性団体を部分的に扱いつつ独促婦人会に言及している。のみならず右翼女性団体指導部の成員の議会進出過程と立法活動を、主にジェンダー関係を中心に追跡している。したがってこれらの先行研究では、第一に米軍政期の代表的な右翼女性団体である独促婦人会の組織体系と政治・社会活動の変化過程についての具体的な分析が不足している。第二に、独促婦人会の結成背景と組織過程が当時のいかなる政治的背景の中でなされたのかについての分析が足りない。したがって米軍政と李承晩勢力が女性団体をどのように活用したのかについての分析が不足している。第三に、代議制についての独促婦人会指導者たちの立場を十分に分析できず、右翼女性団体の議会進出と立法活動の歴史的意味と性格を究明することにおいて限界がある。

以上のような研究成果を基礎として、本研究は独促婦人会が結成される米軍政期から、独促婦人会が大韓婦人会に転化する政府樹立初期までを対象時期として、この時期の独促婦人会の組織結成と政治活動を分析しようと思う。

本研究はもっとも基本的な資料として、解放後に国内で発刊された各種の新聞と雑誌、そして女性関連新聞・雑誌・日誌・年表・文学書を活用した。特に独促婦人会機関紙『婦人新報』、婦女局の機関誌『新生活』は重要なものとして活用した。⁸⁾次に基本的な資料として『南朝鮮過渡立法議院速記録』と『国会速記録』、自叙伝と回顧録・評伝などの伝記的資料、そして法令集・統計資料集・諸女性団体が発刊した団体史を概観した資料集も活用した。国外の資料としては『解放直後政治社会史資料集』(チョン・ヨンウク編)、『米国CIC情報報告書(RG319)』、『OIR Report』(国史編纂委員会、『米國務部情報調査局(OIR)韓国関連報告書』)、『G-2 Periodic Report』(翰林大学アジア文化研究所、『駐韓米軍情報日誌』1~6巻)、『G-2 Weekly Summary』(翰林大学アジア文化研究所、『駐韓米軍週間情報要約』)などを参照した。

II. 独立促成愛国婦人会の結成

1. 独立促成愛国婦人会の結成背景

を中心に、『韓国政治学会報』夏号第39集2号、2005；ユン・ジョンラン、「解放後の国家建設過程における右翼陣営女性の議会進出運動」、『歴史文化研究』第24集、2006。

⁷⁾ シン・ヨンスク、「解放以後1950年代の女性団体と女性運動」、『女性研究論叢』15集、ソウル女子大女性研究所、2000；李林夏、『1950年代女性の生活と社会的談論』、成均館大博士学位論文、2002；ペ・ウンギョン、「1950年代韓国女性の生活と出産調節」、『韓国学報』通巻116号、2004；キム・ウンギョン、『1950年代の家族論と女性』、淑明女子大博士学位論文、2007；コン・イムスン、「スキヤンダルと反共‘女流’名士、毛允淑の親日と反共の二重奏」、『韓国近代文学研究』第17号、韓国近代文学会、2008；チェ・ジョンソン、『朴順天の政治リーダーシップ研究』、国民大博士学位論文、2008。

⁸⁾ 『婦人新報』(1947.5.3~1947.12.31/1948.1~1948.12.)は2003年国会図書館、『新生活』は国立中央図書館にマイクロフィルムで保存されている。

(1) 建国婦女同盟の結成と左右分裂

解放直後の開かれた政治空間を通じて、南韓では日帝時代に展開された多様な女性運動の流れと女性運動家たちが再登場した。組織的な活動を展開した女性運動は大きく3つの流れとして現れた。第一に日帝強占期の権友会と1930～40年代の農民組合・労働組合で活動していた朝鮮共産党系列の女性運動、第二にキリスト教女性中心の民族主義系列の女性運動、第三に建国同盟傘下の婦女運動の流れである。

このように多様な女性運動の流れを代表していた女性運動家たちは1945年8月16日、新しい社会・国家建設のための女性団体結成を推進するために集まった。劉英俊、丁七星、李珪卿、兪珪卿、朴源炅、朴順天、黄信徳、朴承浩、盧天命、黄基成など30人以上の女性運動家たちはその場で「建国婦女同盟結成準備委員会」を結成した。そして黄信徳、朴順天、兪珪卿、許河白、朴承浩など5名の選考委員を選出した。続いて8月17日に解放後初の女性団体である「建国婦女同盟」発起総会を開催し、建国婦女同盟を結成するに至った。

⁹⁾ 1945年8月17日、建国婦女同盟結成宣言文に掲げられた「朝鮮の完全な独立国家」問題は、解放直後の政治空間での左右の女性すべてに共通した課題であった。¹⁰⁾ 女性にとって「完全な独立国家」とは女性に対する抑圧のない男女平等が実質的に具現されている国を意味する。このために建国婦女同盟は新しい国家建設過程に積極的に参加することで「女性解放の大業を完成」することを期待した。

建国婦女同盟は委員長と副委員長に劉英俊、朴順天を選出した。総務部、財務部など9つの部署を置き、16人の執行委員を置いた。建国婦女同盟には女性運動に対する立場や日帝時代の行状に関係なく女性運動家がすべて網羅された。¹¹⁾ 執行部の幹部のうち黄信徳を除く全ての人々が社会主義系列の女性たちだった。建国婦女同盟の実務が社会主義系列を中心に行われたものとみられる。建国同盟の一つの分身だと認識されていた建国婦女同盟に多様な女性運動家たちが集まった理由は、解放直後の建国準備委員会（以下、建準）の結成過程に見られるように、当時の一般的な政治状況が左右連合を構築しようとする雰囲気であったためである。¹²⁾

だがしかし、建準の組織が拡大・改編される過程で朝鮮共産党系列の影響力が急速に拡大した。つまり建準は、最初は左右の穏健勢力による左右連合の性格を持って出発したが、穏健右翼の新幹会系列が脱退して建準は全左翼連合の性格へと変わった。そのような中で建準は自身の役割を独立国家樹立の準備機関と規定する一方で、概して社会改革を意味するものとみられる「進歩的民主主義」を自身が志向すべき路線と規定した。その後9月初

⁹⁾ 『毎日新報』1945.8.17. 建国婦女同盟の綱領、宣言文、委員などが発表されているが、詳しい内容は以下を参照。民主主義民族戦線編、『朝鮮解放一年表』、朝鮮解放年報出版部、1946、176頁。

¹⁰⁾ 『女性文化』創刊号、女性文化社、1945.11、9頁；シム・ジョン、『解放政局論争史』1、ハヌル、1986、160頁。

¹¹⁾ 建国婦女同盟の中央執行部と具体的な幹部名簿は以下を参照。シム・ジョン、『解放政局論争史』1、ハヌル、1986、160頁。

¹²⁾ 建準の登場および拡大改編過程については、ホン・インスク、「建国準備委員会の組織と活動」、『解放前後史の認識』2、ハンギルサ、1985、62-91頁を参照のこと。

めには南韓の政局は、政府樹立を模索しつつ全国的組織網まで備えていきつつあった左翼主導の朝鮮人民共和国（人共）勢力と、これに反対して臨時政府奉戴を主張して結集した韓民党勢力に分かれた。¹³⁾

このような全国的な中央の政府状況は、建国婦女同盟内部の状況を大きく規定し、三度にわたる左右の女性運動家たちの対立状況へとつながった。一度目は、建国婦女同盟準備会で左右の女性運動家たちが団体名称を決める問題をめぐって対立した。朴順天と黄信徳は『わが国はすでにあつた国なのに今また「建国」はおかしい』と強く反対した。他方、社会主義系列の女性たちは建準と名称を統一すべきだと主張した。このような意見対立は結局社会主義系列の女性たちの主張が貫徹され、団体名称を建国婦女同盟と決定することで決着した。

二度目は、人共樹立を契機として右翼女性運動家が建国婦女同盟から大挙して脱退した。1945年9月6日、人共樹立の正当性に関して講演できる女性代表13人を選任してくれという建準の要請を朴順天は拒否した。朴順天は建準が人共を樹立しこれを公式化しようとする過程に建国婦女同盟は参加できないという立場だった。建国婦女同盟内の左右対立はこの事件を契機に高まり、右翼女性運動家が大量脱退した。脱退した者たちは1945年9月10日、50人以上の会員とともに「韓国愛国婦人会」を結成した。¹⁴⁾ さらに任永信らは9月14日、李承晩勢力の支持基盤となる「朝鮮女子国民党（以下、女子国民党）を公式に創党した。¹⁵⁾

三度目は、1945年末、米軍政の人民委員会弾圧と左右の政治勢力の継続する政治協商の失敗を背景に、建国婦女同盟内に最後まで残っていた朴順天などの右翼女性運動家らが建国婦女同盟を脱退した。朴順天を最後に右翼女性運動家は建国婦女同盟からすべて脱退し、建国婦女同盟内には左翼女性運動家だけが残ることになった。残された左翼女性運動家たちは建国婦女同盟を「朝鮮婦女総同盟」に再組織することになる。¹⁶⁾ 朴順天など右翼女性

13) チョン・ヘグ、『南北韓分断政権樹立過程研究』, 高麗大政治外交科博士学位論文, 1995, 25頁.

14) 『毎日新報』1945.9.13.

15) 『毎日新報』1945.9.14. 綱領と幹部名簿は以下の文を参照。史料上に様々に現れている。『朝鮮年鑑』1946.12, 朝鮮通信社, 349頁. 現在、女子国民党創党日に関する意見はまちまちである。まず女子国民党創党発起人大会を1945年8月17日、女子国民党創党大会開催を1945年8月18日と見る見解（イ・オクス、『韓国近世女性史話（下）』, 奎文閣, 1985, 137頁）、女子国民党創党日を1945年10月3日と見る見解（任永信, 「私の履歴書」『承堂全集Ⅲ—承堂任永信博士文集Ⅱ』, 1976, 958頁）、1945年9月3日と見る見解（『朝鮮年鑑』, 朝鮮通信社, 1946）、1945年8月18日と明示している場合（国史編纂委員会「現代史年表」）、1945年9月14日と見る場合（『毎日新報』1945.9.14）。したがって女子国民党創党日は現在多くの文章で1945年8月18日、9月3日、9月14日、10月3日などと様々に引用されている。本論文ではもっとも正確な事実は新聞資料に基づいた情報だと見て、1945年9月14日を女子国民党創党日と表記する。ただし1945年9月14日付『毎日新報』は女子国民党が9月14日以前から活動してきていると言及しているが、ここから推測してみると1945年解放直後の8月から女子国民党は女子国民党の名前で活動してきて、9月14日女子国民党創党とともに党組織を公式化したものと見られる。

16) 婦総活動の詳細は以下の論文を参照のこと。梁東淑, 「米軍政期 朝鮮婦女総同盟の組織と活動研究」, 『アジア現代女性史』創刊号, アジア現代女性史研究会(CAWA), 2005.

運動家たちもまた、米軍政の初期の右翼強化政策に後押しされて右翼女性団体の組織化に努力するようになる。

建国婦女同盟は結成されて一月もたたないうちに左右の女性運動に分裂した。客観的に建国婦女同盟脱退者の経歴を見れば、ほとんどすべて日帝時代に親日派だった経歴を持つ者たちだった。特に日帝時代末に、政府よりの女性団体に多く参与し皇国臣民化政策に順応したキリスト教女性運動家たちだった。このような経歴は、解放後の彼女らの女性団体組織結成と活動を規定する重要な要因として作用した。

(2) 賛託・反託の対立と独立促成中央婦人団の結成

1945年末頃の南韓の政局は政府樹立に対する本格的な論議がまだ始まってはいない状況だった。しかし1945年末のモスクワ三相会議は、朝鮮半島問題についての国際的な合意を遂げることで政府樹立問題を本格的に論議できる契機を提供した。ここからモスクワ決定をめぐり、南北、そして国内の政治勢力は賛託・反託陣営に二分されると同時に両者のあいだで激しい対立が引き起こされた。

モスクワ決定が国内に知られるや右翼政治勢力は信託統治問題について強く反発した。一番はじめに反託運動を組織しはじめた金九の臨時政府勢力は12月28日午後、緊急国務会議を開催して信託統治反対を決議した。その日の夜、信託統治反対「国民総動員委員会」を設置した。31日には人共の「統一委員会構成」提案を拒否し、全国的なゼネストを指示する一方で、国字1, 2号を発表して政府接收さえ企図しようとした。¹⁷⁾ 李承晩と韓民党も反託の立場をとったが、米軍政との関係を考慮して金九ほどは積極的でなかった。このような状況で、米軍政はモスクワ決定の当事者だったが右翼勢力の反託運動に対してあいまいな態度を取った。¹⁸⁾ このようにモスクワ決定の信託問題をめぐって国内政治勢力は大きく信託統治賛成と反対とに二分された。南韓の右翼勢力は信託統治反対の共同目標の下に結集した。他方、左翼勢力はモスクワ決定支持というもう一つの目標の下に結集した。

¹⁹⁾

韓国愛国婦人会と女子国民党もこのような目標の下に多様な政治活動を展開した。主に反共産党・反朴憲永の活動を繰り広げた。反託デモにも参加したが、さしあたり1945年12月31日に金九の国民総動員委員会の動員で市民のデモが行われたとき、韓国愛国婦人会と女子国民党は多くの右翼女性指導者たちとともに「信託統治絶対反対」のスローガンを叫んでデモを行った。1946年1月1日「全国婦女大会」を開いて反託の立場を宣言したこともある。²⁰⁾ 大会で信託統治問題は全民族の結合で排撃できるという要旨の李承晩の激

¹⁷⁾ 『東亜日報』1946.1.2.

¹⁸⁾ 『中央新聞』1946.1.1; 『ソウル新聞』1946.1.3. 米國務長官バーンズは、場合によっては韓国民は信託統治を避けることもできるという声明を発表し、米軍政のホッジ中将はデモの自制を促しつつも自分は個人的に信託統治に反対していると言及して二重の態度を示した。

¹⁹⁾ 一方、北韓の場合は反託を主張していた曹晩植が軟禁されたことで、その当時まで維持されていた左翼勢力と民族主義勢力の連帯が崩壊した。その後北韓の民族主義勢力は弱体化、あるいは越南することとなる。チョン・ヘグ、前掲論文、1995、46-47頁。

²⁰⁾ 『朝鮮日報』1946.1.2.

励メッセージが朗読された。大会は関係当局に信託統治反対メッセージを送ることを決定した。²¹⁾

モスクワ決定の発表を契機として展開された賛託・反託の対立は、南韓で左右の勢力が別途の統一戦線体を結成することにつながった。南韓の右翼勢力は1946年2月14日「大韓民国代表民主議院」(以下、民主議院)、左翼勢力は同年2月15日全左派勢力の結集体としての「民主主義民族戦線」(以下、民戦)を結成した。このような政局の展開は米ソ共同委員会開幕以前から政府樹立の可能性を暗くさせていた。

1946年1月10日の「独立促成中央婦人団」(以下、独促中央婦人団)の結成²²⁾はまさにこのような政局の産物であった。右翼女性運動指導者たちは、非組織的な反託デモではなく組織的で強力な反託運動を展開しようと強調しつつ独促中央婦人団を組織した。²³⁾ 反託運動の強い意志を表明した右翼女性諸団体は、独促中央婦人団を組織し初代会長に黄基成²⁴⁾、副団長に朴順天をそれぞれ選出した。このほかにも李淑鐘、兪珏卿、黄信徳、朴承浩、宋今璇、玄鳳恵、車福實、イ・ギョンチェ(李瑄根の姉)、李淳定(尹潜善の弟嫁)、安美生(金九の嫁)、ナム・ドンスンなどが参加した。韓国愛国婦人会の委員長である兪珏卿、女子国民党の党首である任永信などの独促中央婦人団への参加に見られるように、独促中央婦人団は反託運動のための右翼女性団体の共同活動の臨時の組織体として結成されたものと見られる。さらにこのように解放後の右翼女性運動家は多くの団体や政党に重複加入することもあった。

このように反託運動の高まりのなかで独促中央婦人団が結成され、韓国愛国婦人会、女子国民党、独促中央婦人団は信託統治反対「全国女性総決起大会」を開いた。この場で信託統治反対声明が発表された。そしてホッジを訪問して反託メッセージを手渡した。²⁵⁾ 右翼系各団体の緊急協議会である「売国賊懲治緊急協議会」の構成団体としても参加し、朝鮮共産党排撃決議大会を開催したこともある。²⁶⁾ ホッジに会った後も右翼女性団体は米軍政庁前で大々的な反託デモを行った。1946年1月17日、鐘路キリスト教青年会館で婦女時局講演会を開催したり、1月18日に太極旗と信託統治絶対反対の旗を掲げて午前中いっぱいデモ²⁷⁾をするなど、以降の韓国愛国婦人会、女子国民党、独促中央婦人団の活動は主に軍政庁前で反託デモを展開したり、反託声明書の発表、また反託講演会などの政治活動を行うことであった。

2. 右翼女性団体の統合と独立促成愛国婦人会の結成

21) 韓国婦人会総本部、『韓国女性運動略史：1945-1963年まで人物中心』、ハンバメソリサ、1986、18頁。

22) 『東亜日報』1946.1.12.

23) 『ソウル新聞』1946.1.13.

24) 黄基成は大韓独立促成国民会の婦人部長をしたこともあった。『朝鮮日報』1946.2.2.1, 4.12, 6.15.

25) 『東亜日報』1946.1.13.

26) ビラ 1946.1.16.

27) 『朝鮮日報』1946.1.19.

信託統治問題で対立した政局において右翼政治勢力は反託を中心に結集しはじめた。臨時政府派が中心となった「非常政治会議準備会」と李承晩中心の「独立促成中央協議会（以下、独促中協）」は、ともに「非常国民会議」を発足させた。ただちに1946年2月8日、独促中協は「大韓独立促成国民会（以下、独促国民会）」に改称した。²⁸⁾ 他方、左翼政治勢力は中道左翼を含めて民戦を2月15日に結成した。これによって右翼は反託を中心に、左翼はモスクワ三相決定の総体的支持を中心に連合するとともに左右対立が高まった。

右翼女性諸団体は1946年3月20日、米ソ共同委員会1次会議のとき、協議対象問題で論争が起こる過程で統合を成し遂げた。米ソ共同委員会の展開過程で米国とソ連は協議対象政党・社会団体の資格問題をめぐって対立した。結局、妥協を見ないまま第1次米ソ共同委員会は1946年5月に中断されてしまう。そして南北は自分たちの地域で独自の政治体制を構築しはじめた。²⁹⁾ 右翼女性団体もこのような独自の政治体制構築過程に合流していた。

この時期の右翼政治勢力の連帯組織である独促国民会の主たる活動は、地方レベル、特に道単位で左翼の指導力に取って代わり、統合された右翼戦線を構築して米ソ共同委員会に対処することであった。³⁰⁾ 独促国民会結成の後、独促国民会傘下団体は第1次米ソ共同委員会の開催期間に組織を改編した。女性団体も改編されたが、1946年4月5日韓国愛国婦人会と独促中央婦人団が統合して「独立促成愛国婦人会」になったのである。委員長は朴承浩、副委員長は黄基成、朴順天だった。³¹⁾ このように1946年初頭、韓国愛国婦人会と独促中央婦人団という二団体の統合は、独促国民会の地方レベルの指導力確保とそれを通じた米ソ共同委員会への対処という目標の延長線上に行われた。他方、政党に関する規則を明示した米軍政法令第55号³²⁾「政党登録法」も右翼女性団体の組織拡大に役立った。³³⁾ 二つの右翼女性団体はソウル中心の活動から抜け出して地方組織化に乗り出しつつ統合を模索した。韓国愛国婦人会と独促中央婦人団は1946年4月5日、二つの団体名からそ

28) キム・スジャ、『李承晩の執権初期権力基盤研究』、景仁文化社、2005、57-87頁。

29) この時期の詳しい南北の独自の政治体制構築過程は、チョン・ヘグ、前掲論文、1995、45-61頁を参照のこと。

30) 『朝鮮日報』1946.12.8.

31) 独立促成愛国婦人会の幹部名簿に、委員長に兪珏卿、副委員長に朴順天と紹介されている場合がある（キム・スジャ、前掲論文、2005、69頁）。しかし独促婦人会創立当時の委員長は朴承浩、副委員長は黄基成、朴順天である（『漢城日報』1946.6.23）。そして独促婦人会が後に建国女性団体総連盟に改称したというが（キム・スジャ、前掲論文、2005、69頁）これも事実と異なる。独促婦人会は建国女性団体総連盟の構成団体であり、独促婦人会は政府樹立後の1948年8月大韓愛国婦人会に団体名を改称する。その後、ソウル市婦女会と統合して1949年2月大韓婦人会に再組織される。『婦人新報』1948.8.19；『東亜日報』・『京郷新聞』1949.2.25.

32) 『朝鮮日報』1946.2.24.

33) 政党登録法は政党の法的・物的基礎を当局に正確に報告させて主に左翼政党の秘密活動に対する規制を強化した。米ソ共同委員会に備えて右翼政党および社会団体の組織形成を合法化しようとする内容を持っていた同法の制定で多くの団体が結成された。独促婦人会の組織活動も、そのような条件のもとで可能であった。

それぞれ名前を取って「独立促成愛国婦人会」（以下、独促婦人会）³⁴⁾という名称で統合大会を開催した。³⁵⁾

統合された独促婦人会は組織を改編して右翼女性運動勢力を結集した。これは米ソ共同委員会開催を前後して南韓の右翼を統一させようとした試みの一つであった。³⁶⁾ 独促婦人会が独促国民会の傘下団体であるため、独促婦人会結成の目的は独促国民会と同様に信託統治反対であり、国民大会開催などの方法を通じてその目的を実現しようとした。³⁷⁾ 独促婦人会はこの時期のもっとも強力な反託右翼女性団体であった。

独促婦人会は1946年6月18日から20日まで「全国婦女団体代表者大会」を開催することで本格的な出発を告げ知らせた。³⁸⁾ 朴承浩は『わが領土、わが同胞の興亡盛衰の一大危機に直面して、われわれ女性も解放だけを叫びたるときではなく、一步前進して朝鮮の自主独立の促成にあらん限りの努力をしよう』という要旨の開会辞を朗読した。李承晩は『女性も個人主義の主張を捨て、一つに団結して韓国を取り戻すことのほかに何もないと考える』と語った。金九も『国を建てるのに男女の区別はない、一つに団結して祖国の光復の柱になるべきだ』と祝辞を残した。³⁹⁾ 参加者名簿と祝辞を通じて知りうるように、独促婦人会は李承晩、金九を初めとした右翼陣営と緊密に密着していた。すでに米軍政の支援も受けていた。

大会初日は、臨時執行委員選挙、本部経過報告、本部規約採択の後、綱領まで採択された。⁴⁰⁾ 大会は『婦人の権利も祖国光復があった後にあるのだから、まず女性の血と力と汗で独立を戦い取り、豊かな経済を建設しよう』というスローガンを最後に締めくくられた。女性の基本権実現は国家建設以降に可能になるという認識は左翼女性運動団体である婦総の認識とは差があるものだった。親日派の剔抉（訳注：てっけつ＝抉り出して暴くこと）、および女性の民主主義的な基本権を擁護することを、今すぐ解決すべき問題と見ていなかったのだ。⁴¹⁾

独促婦人会第1回全国婦人大会の2日目は、同じ場所で兪珥卿の司会で継続された。南朝鮮各道の代表者から地方の状況が報告された。独促婦人会全国大会の最終日は朴仁徳の司会で組織の拡大強化、経済振興、新生活運動、啓蒙事業など各種議案が処理された。そして左翼女性団体の婦総に統合を勧める代表を派遣することを決定した。⁴²⁾ 同大会は最後にメッセージと決議文を採択して3日間の大会日程を終えた。⁴³⁾

34) 現在、独立促成愛国婦人会はよく独促愛婦と略称される。しかし当時は独促愛婦ではなく独促婦人会と呼ばれた。本論文でも独促愛婦に代わり独促婦人会と呼びたい。ただし、独促婦人会に統合される前の独促中央婦人団も当時は時に独促婦人会と呼ばれた。

35) 『ソウル新聞』1946.4.4；『朝鮮日報』1946.4.6.

36) ブルース・カミングス、『朝鮮戦争の起源：解放と単独政府の樹立 1945-1947』, 1986, 青史, 47頁.

37) 『京郷新聞』1947.2.9.

38) 『東亜日報』・『朝鮮日報』・『ソウル新聞』1946.6.17, 6.19, 6.20, 6.21.

39) 『朝鮮日報』・『ソウル新聞』・『東亜日報』1946.6.19.

40) この日採択された独促婦人会の綱領は、民戦編、前掲書、1946、294頁参照。

41) 『朝鮮日報』・『ソウル新聞』1946.6.19.

42) 信託統治をめぐる対立が極限に達する状況で独促婦人会と婦総の統合は期待し難かった。実際に独促婦人会の代表数名は以降、婦総委員長の劉英俊の事務室を訪問する。この

建国婦女同盟から脱退し韓国愛国婦人会と独促中央婦人団を結成した右翼女性運動家たちは、このように二団体を統合して独促婦人会を結成することで右翼陣営の戦列を整えた。以降、独促婦人会は1948年8月「大韓愛国婦人会」に改名し⁴⁴⁾、1949年2月に官製のソウル市婦人会と統合して「大韓婦人会」に改編される⁴⁵⁾まで南韓の代表的な右翼女性団体として活動した。独促婦人会は、特に李承晩の独促国民会議の傘下団体として李承晩の政治的立場に追従し、1946年には反託運動、1947年には単独政府樹立運動に総力を傾注した。

Ⅲ. 独立促成愛国婦人会の組織と構成員

1. 独立促成愛国婦人会の組織体系

独促婦人会は反託運動を契機として組織体系と組織構成員を徐々に拡大し、右翼陣営の戦列を整えていく。独促婦人会の全国支部と会員数は今まで正確に明らかにされたことがない。1946年6月第1回全国大会に131の支会が参加したという記録はある。⁴⁶⁾ 1948年6月第3回全国大会には300余りの支部の支部長が参加したという。⁴⁷⁾ 米国側資料によれば1946年7月現在、独促婦人会全国支部および会員数は、〈表1〉のように伝えられている。

場で李承晩、金九、金奎植の指導者推戴など多くの問題を討議しようと提案した。しかし婦総は彼らが反民族的人物だという理由で独促婦人会の提案を拒絶した。『朝鮮人民報』1946.6.23.

⁴³⁾ 『東亜日報』1946.6.21. 採択されたメッセージは『朝鮮日報』1946.6.21 参照。決議文は『東亜日報』1946.6.23 参照。他方、独促婦人会第2回全国大会は1947年5月2～3日の両日にわたって開かれた。特に全国大会地方代表報告では10月人民抗争の收拾に独促婦人会の諸会員が協力したという内容が報告された。大会は委員長に朴承浩を留任させ、副委員長に新たに崔以權と朴順天(留任)をそれぞれ選出して終了した。崔以權は、延喜大学校総長である白樂濬の夫人であり、独促婦人会の副委員長、基督教青年会会長、民族青年団女子部部長を歴任した。朴順天は日帝時代の権友会運動と解放直後の建国婦女同盟を経て独促婦人会副委員長、そして政府樹立後、婦人新聞社長、大韓婦人会創立会長などを歴任した(『新生活』第1巻第7号, 1947, 20-25頁)。そして独促婦人会第3回全国大会は1948年6月15日に開催された。第3回全国大会は独促婦人会結成以降、もっとも多くの幹部が参加したようだ。大会で現副委員長の崔以權に代わり兪珪卿を新たに選出した(『婦人新報』1948.6.17; 『東亜日報』1948.6.16)。第3回全国大会後、2週間ほど過ぎた1948年6月27日、独促婦人会ソウル市支部大会が開催された。大会は独促婦人会ソウル市支部委員長に黄愛徳、副委員長に文仁順とオ・インシルをそれぞれ選出した(『婦人新報』1948.6.27)。

⁴⁴⁾ 『婦人新報』1948.8.19.

⁴⁵⁾ 『東亜日報』・『京郷新聞』1949.2.25.

⁴⁶⁾ 『漢城日報』1946.6.23.

⁴⁷⁾ 『婦人新報』1948.6.17.

<表1> 独立促成愛国婦人会 全国支部および会員数 (1946年7月基準)

全国支部	会員数	総会員数
京義道	ソウル(8628), 仁川(2530), 開城(3500), 富川(500), 始興(1800), 烏山(2300), 水原(1500), 平澤(1270), ヨンジン(950), 徳沼(1500), 坡州(1300), 抱川(1200), 驪州(1250), 素砂(1250), 梧柳洞(1598), 白川(604), 論山(2500), 龍山(1(?)), 保寧(2500), 果川(1850)	38,530
忠清北道	忠州(5000), 鎭川(500), 陰城(2300), 堤川(2250), 槐山(900), 忠州(1500), 永同(1300), 公州(3200)	16,950
忠清南道	ソンファ(1900), 青陽(1400), 禮山(5000), 瑞山(1700), 唐津(1500), 屯浦(1102), 牙山(2700), 天安(3400), 清州(3800), 大田(5000)	27,502
慶尚北道	善山(1450), 聞慶(730), 尚州(1634), 金泉(1595), 義城(1600), 安東(1900), 慶山(1402), 慶州(1502), 大松(?)	11,613
慶尚南道	大邱(1566), 盈徳(1320), 榮州(780), 奉化(710), 釜山(20500), 馬山(16820), 新馬山(1558), 晉州(14200), 宜寧(2500), 蔚山(2212), 金海(1300), 昌原(1728), 統榮(1275), 固城(2500), 咸陽(2160), 居昌(2800)	73,929
全羅北道	全州(?), 益山(1500), 三禮(2300), 新泰仁(?), 金提(1280), 群山(2300), 裡里(2300), 南原(4832), 木浦(3869), 寶城(1800), 求禮(2500), 麗水(2641), 順天(2500), 唐津(4820)	32,642
江原道	春川(3200), 洪川(3000), 江陵(3500), 原州(4984), 平昌(1500), 平康(1300)	17,484
総支部		総計 218,850

*出典: Reports Concerning the Membership, Relations with North Korea, and Attitude towards Trusteeship, the Moscow Decision, and the Joint Commission of Rightist Organization, (8.September.1945-31.March.1947), 1947.4.25. by Philip C. Rowe

米国側資料によれば1946年7月5日現在、独促婦人会の成員は237,965人と報告されているが、上記の表では総支部成員は218,850人で多少の差が見られる。米国側資料はおそらくその差と同じくらいの成員15,115人がまだ支部行政の下に所属できていない数字だろうと伝えている。他方、米国側資料は1947年1月1日現在の独促婦人会の全国支部と成員数も伝えているが、それは<表2>のようになる。

<表2> 独立促成愛国婦人会 全国支部および会員数 (1947年1月基準)

全国支部	支部数	会員数
ソウル	37	23500
京義道	25	536,550
忠清北道	10	323,670
忠清南道	18	456,950
慶尚北道	24	412,150

慶尚南道	21	517,650
全羅北道	16	352,410
全羅南道	24	421,250
江原道	9	257,690
黄海道	3	3350
		計 3,305,170

*出典: Reports Concerning the Membership, Relations with North Korea, and Attitude towards Trusteeship, the Moscow Decision, and the Joint Commission of Rightist Organization, (8.September.1945-31.March.1947), 1947.4.25. by Philip C. Rowe

上の表で見ると1947年1月現在の会員数は3,305,170名であった。つまり1946年7月5日から47年1月1日のあいだに237,965名から3,305,170人に増加したのだ。独促婦人会が、組織成員が3,305,170人にもなるほどに広範な組織活動をしたかどうかは非常に疑わしいと米国側資料はいう。そのうえそれを証明するに足る証拠もないというのだ。特にこの資料は、独促婦人会が米国内組織と関連する米国内会員6万人を含んでいるが、その点は注目に値すると指摘している。さらに独促婦人会が李承晩の立場に追従するだろうと見ている。

しかし上記の米国側資料が引用している独促婦人会の全国支部と会員は、米ソ共同委員会の共同声明第11号に依拠して、南北の各政党・社会団体が米ソ共同委員会質疑書についての答申案を作成し、共同委員会協議への参加を申請するときに提出した内容を根拠としている。ところが共同委員会協議への参加申請の締め切り後、請願書を提出した団体およびその会員数の結果は途方もない数字になっている。左右のすべての団体が会員数をふくらませていたのである。⁴⁸⁾ それゆえ正確な独促婦人会の組織状況についての情報というには限界がある。

独促婦人会は全国に4百万近い会員がいると主張した。⁴⁹⁾ しかしその会員数がどれほど正確なのかは知り得ない。上で指摘したように組織規模を誇張したこともあり、また解放直後から1946年まで右翼政治勢力はほとんど大衆的基盤をもてないままソウルと地方のいくつかの都市に微弱な勢力しか持つことができなかった。⁵⁰⁾ 独促婦人会の機関紙『婦人新報』1947年12月28日に掲載された女性界の動向に関する記事には『もっぱら苦勞されたのは代表の数人だけで、一般責任者たちはその責任を履行したことが無い』⁵¹⁾と述べてもいる。他方、独促婦人会総本部の組織編成は<表3>の通りである。⁵²⁾

48) その結果を見れば、南北の全467団体7千5百万人、そのうち南韓が425団体で6千2百万人を占めた。北韓は38団体で1千3百万人を占めた。FRUS 6, 679-680頁。しかしこの会員数は、当時の南韓の人口が約2千万人、北韓人口が約1千万人だったことを考え合わせるととんでもない数字だった。もちろん左右ともその会員数を水増ししていたのだが、特にその程度がひどかったのは南韓の右翼勢力であった。

49) 『婦人新報』1948.6.27.

50) ブルース・カミングス, 前掲書, 1986, 47頁.

51) 『婦人新報』1947.12.28.

52) 1947年朝鮮年鑑に見られる各本部長名簿は少し異なる。総務: パク・ウォノ、文芸:

<表3> 独立促成愛国婦人会 組織編成と幹部名簿 (1946年6月現在)

地位	幹部名簿
委員長	朴承浩 (パク・スンホ)
副委員長	黄基聖 (ファン・ギソン), 朴順天 (パク・スンチョン)
総務部長	朴奉愛 (パク・ボンエ)
財政部長	李珍求 (イ・ジング)
企画調査部長	李淑鐘 (イ・スクチョン)
情報部長	朴仁徳 (パク・インドク)
外交部長	キム・メレ
政治部長	黄信徳 (ファン・シンドク)
組織部長	宋今璇 (ソン・グムソン)
地方部長	兪珏卿 (ユ・ガクキョン)
生活情報部長	黄愛徳 (ファン・エドク)
厚生部長	韓小濟 (ハン・ソジェ)
勤労部長	李京愛 (イ・ギョンエ)
産業部長	キム・ヨンスン
文芸部長	金貞玉 (キム・ジョンオク)
出版部長	崔以權 (チェ・イグオン)
宣伝部長	許永淳 (ホ・ヨンスン)
常務幹事	朴永福 (パク・ヨンボク)

*出典: 『漢城日報』 1946.6.23 を参照して整理。

総本部の幹部は毎年少しずつ改編された。1947年5月8日独促婦人会第2回全国大会で委員長の朴承浩⁵³⁾は留任したが、副委員長の朴順天と黄基聖は朴順天と崔以權⁵⁴⁾に代わった。1948年6月17日の独促婦人会第3回全国大会では副委員長に朴順天と崔以權に代わり朴順天と兪珏卿が選出された。⁵⁵⁾

1946年6月18日から20日まで「全国婦女団体代表者大会」を開催することで⁵⁶⁾ 本格的な出発をした独促婦人会は、ただちに地方組織の強化に着手した。これによって1946年中頃には各道支部が結成された。しかし1946年末まで右翼陣営は地方でまともな政党組織さえもつことができずにいた。⁵⁷⁾ 独促婦人会は、1946年5月第1次米ソ共同委員会閉会後に行われた米軍政の左翼勢力弾圧、そして1946年9月ゼネストと10月人民抗争で左翼女性運動団体である婦総組織が瓦解していることを契機に組織結成を加速させた。独促国民会傘下の大衆団体の大部分が同じ時期に組織力を強化した。⁵⁸⁾

キム・メレ、外交：金活蘭、宣伝：キム・ヘギョン。

53) 独促婦人会初代会長の朴承浩は東京留学の頃からの朴順天の古い友人であった。東亜日報女性記者として働いているとき朴順天とともに京城家政女塾を経営した。後に保健社会部初代婦女局長を歴任、昌徳女学校校長をしていた朝鮮戦争時に北に拉致された。『新生活』第1巻第7号, 1947, 20-25頁; チェ・ジョンソン, 『朴順天の政治リーダーシップ研究』, 国民大政治外交科博士論文, 2007, 57頁。

54) 『東亜日報』 1947.5.8.

55) 『婦人新報』 1948.6.17.

56) 『東亜日報』・『朝鮮日報』・『ソウル新聞』 1946.6.17, 6.19, 6.20, 6.21.

57) ブルース・カミングス, 前掲書, 1986, 79頁。

58) 右翼青年団体の地方組織拡大も9月ゼネストと10月人民抗争以降、左翼に対する本格的な検挙と破壊などによって左翼活動が極度に制限された時点で急激に行われた。オ・ユ

独促婦人会の各道組織は、建準婦女部内で右翼女性団体の影響下にあった各道支部が韓国婦人会と独促中央婦人団中央組織の統合の動きの影響を受けて独促婦人会支部に転化したケースがほとんどだ。慶尚南道、全羅南道は建準婦女部が独促婦人会に変化したケースだ。全羅南道の場合、1946年4月22日、全南建準婦女部で活動していた人たちが女子国民党光州支部を組織し、同年4月28日独促中央婦人団と韓国愛国婦人会を統合して独促婦人会光州支部に改編する。⁵⁹⁾ 全羅北道、忠清北道、京義道の場合は、若干名の女性が建準に参加して活動していて、その後独促婦人会を結成する。そのほか慶尚北道は「キリスト教建国婦人会」が独促婦人会に転化したケースだ。⁶⁰⁾ <表4>は各道支部の結成時期および幹部名簿である。

<表4> 独立促成愛国婦人会 各道支部の結成時期と幹部名簿

各道支部	結成時期	支部長	備考
仁川支部	1946.6	支部長：アン・イネ 副支部長：ファン・ヒスン 総務：ペ・ミョンソン	★ファン・ヒスン(1906)：京義女高卒(1925)，大韓愛国婦人会 仁川市副支部長(1945)，独促婦人会 仁川市支部長(1947)，大韓婦人会 仁川市支部長(1951)
全北支部	1946.春	支部長：チャ・ヨンミン 副支部長：チョン・ユテク 総務：イム・ヨンジャ	★チャ・ヨンミン(1890)：貞信女塾卒，独促婦人会全北会長(1946)，大韓婦人会全北道本部長(1949)，朝鮮戦争時死亡。
全南支部	1946.5	支部長：キム・ジョンヒョン 副支部長：ヒョン・ドクシン 総務：チョ・アラ	★ヒョン・ドクシン(1896)：梨花学堂卒，東京女子医専卒，光州YWCA会長(1933)，建国準備委員会副会長(1945)，独促婦人会副会長，大韓婦人会 全南道本部長(1949) ★チョ・アラ(1913)：須彼亞女高卒，光州YWCA 再建，大韓婦人会総務，聖貧女舎設立，全南婦女係長(1948-54)，湖南女塾設立。
慶北支部	1946.5	支部長：金喆安 幹部：キム・ソニン，イ・ミョンドウク，ハン・シンドク，イ・ミョンスク，キム・ダンギョ，スン・オクファン，キム・ヒャンラン等	★金喆安(1912)：日本明治大学校外生，独促婦人会慶北道会長(1946)，大韓婦人会最高委員(1956) ★キム・ソニン(1909)：大邱信明女学校卒，東京女子医学専門学校卒業(1938)，慶北安東道立病院内科勤務(1938)，ソニン医院開院(1940)，女子国民党慶北道党委員長(1945)，大韓婦人会慶北道本部長(1949-59) ★イ・ミョンドウク(1899)：達城女学校卒，大韓婦人会大邱市支部会長(1950) ★ハン・シンドク(1910)：大邱普通学校，大邱高等ミョンド学校修了，基督教建国婦人会救護部長(1945)，大韓婦人会慶北道本部副会長
慶南支部	1946.5	支部長：チョン・ボングム 総務：キム・クモク	★チョン・ボングム(1905)：東京女子医科大学卒，

ソク，前掲書，1988，60頁。

59) 全羅南道編，前掲書，2003，135頁。

60) ムン・ギョンラン，前掲書，1989，72頁。

			独促婦人会慶南道支部会長(1946), 大韓婦人会慶南道本部長(1949)
京義 支部	1947.4	支部長: 朴順天	★朴順天(1898): 釜山信一女学校卒(1917), 日本女子大学社会学部卒(1917), 独促婦人会副 会長(1946), 大韓婦人会総本部長(1949), 馬 山義信女学校教員(1917), 朝鮮金剛精機工場女 工監(1939), 中央女中副校長(1940), 初代監察 委員(1948), 婦人新聞社創立社長(1948), 国民会中央総本部委員長(1949), 第2代国会議員(1950)

*出典: 韓国婦人会総本部, 『韓国女性運動略史』, 韓国婦人会総本部, 1986; 『東亜日報』
1947.4.9を参考に整理した。

道支部以下、市、郡の支部は主に1947年後半、南韓だけの総選挙が予想される時期を前後して組織拡大が行われた。『婦人新報』1947年9月25日付『総選挙前夜に各細胞組織を強化拡大しようと各洞分会組織に拍車をかける』(訳注: 洞は地方行政区域の末端機構で日本の町・村にあたる)という記事がみられる。⁶¹⁾

2. 独立促成愛国婦人会の構成員

独促婦人会の構成員のうち主要幹部は、下の表に見るように女子国民党などその他右翼女性団体の幹部を兼ねている場合が多かった。独促婦人会の主要幹部の学歴と活動経歴は<表5>のようである。

<表5> 独立促成愛国婦人会 主要幹部の学歴と活動経歴

氏名(出生年度)	学歴	活動経歴	その他の活動
俞珏卿 (1892)	貞信女中卒(1910), 中華民国北京協和 女専卒	YWCA 会長(1923), 朝鮮女子基督教節制会連合会長(1935), 朝鮮 YWCA 総務(1936), 朝鮮愛国婦人会再建会長(1945), 大韓婦人会副会長(1949)	京城貞信女学校 教師(1914), 大韓赤十字社創立委員及び中央 執行委員(1947), 大韓赤十字社副総裁(1949), 社会部婦女局長(1950)
黄愛徳 (1892)	平壤正進女学校 梨花女中, 梨花女 子大, 米国コロン ビア大学教育科	大韓愛国婦人会組織(1919), 全国女性団体連合会会長を10年 歴任(1946)	平壤崇義女子中学校教員(1911), 松竹同志会結成(1913)
朴賢淑 (1896)	崇義女学校卒	己未独立運動家として刑務所収監 (1919), 社会事業平壤女子館長(1941), 民族統一総本部婦女部長(1946), 大韓婦人会最高委員(1953)	平壤崇義女学校教頭(1924), 過渡立法議院議員(1946), 監察委員会委員(1948), 選挙法規起草委員会(1949), 国会選挙委員会委員(1949)
崔錦鳳(= 崔メジ) (1896)	梨花女中卒(1913), 日本広島高等女学 校卒(1923), 日本	3.1 女性同志会理事(1934)	平壤嶺南浦三崇小学校教員 (1918), ソウル市歯科医師会理事(1931),

61) 『婦人新報』1947.9.25: 記録にあらわれた支部および分会結成は以下を参照。『独立新報』1947.6.4-1948.1.16.

解放後の独立促成愛国婦人会の組織と活動に関する研究

	東京女子歯科医学 専門学校卒(1928)		学校法人仁徳学園理事(1932), 朝鮮歯科医院開業(平壤市)
朴承浩 (1897)	東京津田女子大卒	独促婦人会会長, 大韓婦人会副会長	東亜日報記者, 京城家政女塾教 師, 社会部婦女局長, 昌徳女高校 長, 朝鮮戦争時拉致、死亡.
朴順天 (1898)	釜山信一女学校卒 (1917), 日本女子 大学社会学部卒 (1917)	独促婦人会副会長(1946), 大韓婦人会総本部会長(1949)	馬山義信女学校教員(1917), 朝鮮 金剛精機工場 女工監 (1939), 中央女中副校長(1940), 初代監察委員(1948), 婦人新聞社創立社長(1948), 国民会中央総本部副委員長 (1949), 第2代国会議員(1950)
任永信 (1898)	全州紀全高等女学 校卒(1928), 米 国カリフォルニア大 学大学院卒(1930), 同大学名誉文学博 士学位(1957)	女子国民党党首(1945)	梨花学堂教師(1922), 中央保育学校設立(1932), 中央女子専門学校設立(1945), 民主議院国連代表(1946), 初代商工部長官(1948), 初代民議院議員(1949,安東), 第2代民議員当選(1950,錦山)
黄信徳 (1898)	海州懿貞女学校卒 (1917),京城女子高 等普通卒(1919),日 本東京女子大校 社会事業学 部 3 年(1925)修了	独促婦人会創立中央委員(1946), 全国女性団体総連合会委員長(194 6), 大韓婦人会政治部長(1949)	時代日報, 中外日報記者(1926), 東亜日報記者(1934), 京城家政女塾創設(1940), 財団法人秋溪 学校 設立 理 事 長 (1951)
韓小濟 (1898)	貞信女学校 日本東京女医専	独促婦人会厚生部長(1946), 大韓基督教青年連合会理事, 大韓 婦人会ソウル市本部長, 大韓少女 団委員会理事, 韓国基督教連合会 家庭生活委員会委員長, 大韓基督教節制会理事(1949)	産婦人科, 小児科医師, 大韓基督 教信者女医師会会長, 日本東京女 医大ソウル同窓支会会長(1949)
金活蘭 (1899)	梨花学堂卒, 米 国コロンビア大哲学 博士	世界YWCA 実行委員, 韓国女博士 協会長	国際連合派遣特使(1948), 中央教育委員会委員(1950), 公 報処長(1950), 国連韓国協会理 事, 梨花女子大総長
金信實 (1899)	米 国 オバリン 大 学、ミシガン大 校特殊学課程	大韓基督教青年会学生部長, 世界親善委員会委員長(1930), 大韓体育会理事(1938), 韓国少女団会長(1946)	梨花女子大教授(1930), 梨花女子 大教授兼体育学部長(1945)
金誠實 (1899)	梨花高女, 梨花女 子大, 米 国 マサチ ューセツ・マウ ントホリオーク女 子大学	女子基督教青年連合会総務(1929), 平北宜川女子基督教青年会理事(1 949), 女子基督教青年会連合会理事, 大韓赤十字婦女部長(1949)	梨花女中教員(1930), 泰和女子館 社会部勤務(1932), ソウル市厚生局長顧問補佐官 (1946), ソウル市厚生局婦女課長(1947)
李淑鐘 (1905)	東京女子美術専門 学校西洋画科卒 日本東京帝大文学 部修了, 梨花女子大名誉文 学博士	独促婦人会企画調査部長, 韓国女 性団体協議会会長, 汎女性家族法 改正促進会会長	誠信女学校設立及び校長(1922), 誠信女中設立及び校長(1936), 誠信学園設立及び理事長(1945), ソウル市教育会理事(1948), 米 国 教育 制度 視 察 団 員 (1948)

宋今璇 (1905)	淑明女高卒, 東京女子高等師範家事科卒	独促婦人会組織部長	淑明女高教師, 梨花女專教授, 徳成高女校長, 徳成実業校長, 徳成実業女中校長及び徳成大学長,
崔以權 (1905)	梨花女專卒	独促婦人会出版部長(1946), 独促婦人会副委員長	基督青年会会長, YWCA 文芸部長, 韓国少女団理事, 民族青年団女子部部长
朴瑪利亞 (1906)	梨花女專卒(1928), 米国マウンティホーリー大学, スカーレット大学修学	朝鮮女子基督青年会幹事及び総務(1934), 大韓 YWCA 文化部長(1948)	大田好壽教高等女学校教師, 梨花女子専門学校教授(1932), 梨花女子大学校副総長(1954)
趙賢景 (1906)	梨花女專英文科卒, 九州帝大史学科卒	女性問題研究院調査部長	梨花女子大史学科教授兼学生監, 淑明女子大, 中央大教授
朴奉愛 (1908)	培花女子高等学校卒(1925), 中央保育学校卒(1928)	独促婦人会総務部長(1946), 大韓婦人会理事及び総務(1949-54)	中央保育学校教師(1932), 梨花女子専門学校教授(1937)
毛允淑 (1909)	開城好壽教女高卒(1928), 梨花女專英文科卒(1933)	世界 YWCA 大会 (ニューヨーク) に韓国代表として出席(1948), 大韓婦人会宣伝文化部長(1950), 漢陽女性クラブ会長(1950), 大韓女子青年団総本部団長(1950.9)	第 3 次国連総会韓国代表(1948), 梨花女子大学文理大講師(1951)
朴仁徳	梨花学堂卒,	緑旗連盟婦人部指導委員(1941), 独促婦人会情報部長(1946)	徳和女塾設立(1941)
朴恩惠 (1904)	貞信女学校卒, 梨花女專英文科卒, 米国 University of Dubuque 卒, 米国ニューヨーク聖書神学校社会宗教学卒	独促婦人会委員.	京城日曜学校連合会勤務(1931), 梨花女專生徒課程(1946), 京義女子中学校校長(1946), 京義高女校長

*出典：『韓国女性運動略史』, 韓国婦人会総本部, 1986; キム・ソギョン, 『女流名士 30 人選集—人物評判記』, 崇文社, 1953; ハン・チョリョン, 『韓国の人物: 第 1 選 50 人選』, 文化春秋社, 1954; チョン・ヒョンジュ, 『大韓民国第 1 共和国の女性政策研究』, 梨花女子大博士論文, 2004 などを参照して整理。

独促婦人会幹部の一般的な特性を見てみると、第一に総本部の幹部のなかには日帝の下で女性運動に参加した経歴を持つ人物が多い。第二に彼らはほとんどがキリスト教徒だった。多くがキリスト教信者であるか、両親が篤実なキリスト教信者である。このような点は、彼らの運動が日帝下から続いてきたキリスト教女性運動の特徴である教育啓蒙、文化運動路線を帯びるのに影響を及ぼしたと思われる。第三に彼らは地主階級や富農出身者が多かった。また両親や夫が、いわゆる開化された知識人であり、夫は大韓民国政府樹立以降に高級官僚や高位職を持った場合が多かった。⁶²⁾ 第四に右翼女性運動指導者の大多数が

⁶²⁾ 兪珥脚の場合、父の兪星濬は普成専門学校校長であった。韓末開化派の代表的人物である兪吉濬は兪珥脚の伯父であった。また米軍政の学務局長だった兪億兼とはいとこの関係であった。そして朴順天(夫: 卞熙瑢、成均館大総長を歴任)、朴承浩(夫: 崔承萬、済州道知事歴任)、朴瑪利亞(夫: 李起鵬、自由党治下の副大統領)、趙賢景(夫: 黄鍾律、財

大卒以上のインテリ階層であった。特に日本や米国への留学生が多かった。多くの右翼女性運動指導者は西欧諸国を訪問したのち、体験文、紀行文、報告書などを数多く残している。その内容は大部分が米国の政治体制および社会文化的環境に対する羨望と憧憬に関するものだった。彼らは職業としては医者、教授、記者など専門職に属する職業を持っており、労働者や農民出身は見られない。第五に彼らのなかには植民地化の初期過程では3.1運動やその他の独立運動に身を投じ投獄された者もあったが、日帝末期にいたって自己意思であろうとそうでなかろうと親日の経歴を持った者が多かった。⁶³⁾ 親日残滓の剔抉が第一の課題として強調されていた解放直後、彼らが親日清算問題についてまったく言及しなかったり、あるいは反対する姿勢を見せたりした理由はここにあった。独促婦人会の綱領には親日派問題を含む日帝残滓の清算や土地問題解決についての綱領や宣言文は存在していない。⁶⁴⁾

以上、反託運動を契機として拡大した独促婦人会の組織状況を概観した。独促婦人会結成を経て、右翼女性団体は組織体制が準備されはじめた。初期の右翼女性団体と比較してみると、独促婦人会は組織構成の要件を完備していった。そして左翼に対する対抗団体としての性格をはっきりさせていった。

IV. 独立促成愛国婦人会の活動

1. 南朝鮮過渡立法議院への参加と立法活動

(1) 独促婦人会女性指導者の南朝鮮過渡立法議院官選議員への任命

第1次米ソ共同委員会休会の後、米軍政は一方で婦女局・女子警察を新設して女性団体と行政官僚組織を癒着させてゆき、⁶⁵⁾ もう一方では少数の右翼女性団体指導者を議会政治圏内に参加させていく方式を通じて右翼女性団体を支援した。独促婦人会女性運動家たちが議会政治に参加する背景と、米軍政が実施した選挙法と選挙手続き・方式の問題点、そして女性の政治参加の実際について概観してみよう。

米軍による初期の占領統治は、米軍民政長官を通じた直接的な統治だった。しかし直接統治が難しく、北韓のソ連軍政が人民委員会を通じた間接統治をするや、米軍は南韓を代表するもう一つの政治集団を構成してこれを中心にして間接統治を企画した。これを政務

務部長官歴任)、毛允淑(夫:安浩相、文教部長官歴任)、崔以權(夫:白樂濬、延喜大総長歴任)、朴恩惠(夫:張徳秀、韓民党)などの例からも彼女らの階層的位置をかいまみることができる。

⁶³⁾ キル・ジニョン、『歴史に再び問う』, 三民社, 1984; イム・ジョングク編、『親日論説選集』, 実践文学社, 1987.

⁶⁴⁾ 『毎日新報』1945.9.10, 9.14.

⁶⁵⁾ 婦女局についての詳しい内容は、ファン・ジョンミ, 前掲論文, 2002; チョン・ヒョンジュ, 前掲論文, 2004. 女子警察についての内容は、梁東淑, 前掲論文, 2009を参照。

委員会⁶⁶⁾という。一時これを、金九をはじめとした臨時政府勢力に担当させようという構想があった。しかし1946年初めの信託統治政局を経て臨時政府勢力と米軍政は正面から対立した。以降、米軍政は金九勢力と朝鮮共産党勢力ではない政治勢力を中心にした政治集団の構成を推進した。⁶⁷⁾これが「南朝鮮代表民主議院」(以下、民主議院)である。⁶⁸⁾女性として黄賢淑と金善の2名が含まれた民主議院は、1946年3月18日臨時政策大綱を発表した。全27項で構成されたが、このうち女性参政権と関連したものは2項の「正式政府は可及的速やかに普通選挙制度による国民議会を通じて建立し、普通選挙では男女満20歳以上の者は選挙権があり、満25歳以上の者は被選挙権がある」であった。⁶⁹⁾

しかし政治的に中道的性向を持っている政治勢力を結集して間接統治に活用しようとした米軍政の意図にもかかわらず、呂運亨などの政治勢力が参加を拒否し、ソ連が民主議院を反託団体と見て代表性を認めないとすると、⁷⁰⁾米軍政はこのような政治状況において民主議院と歩みを共にすることができなかつた。結局民主議院は米軍政の諮問機構としての役割に満足し、解散するまではっきりとした業績を残すことができなかった。このように民主議院の実際の姿は黄賢淑と金善による女性法律案の制定を主張するに値するものではなかつた。

とくに1946年春から実行された米軍政の本格的な左翼弾圧に対する大衆の抵抗、そして1946年10月大邱を中心にした労働者の大規模蜂起は米軍政の占領統治の根幹を揺さぶつた。⁷¹⁾このような激変する政治情勢に対応するために米軍政は朝鮮人による臨時政府と臨時立法機構を構成し、これを通じた間接的な統治構想を新たに打ち立てた。それは左右の政治勢力を網羅せねばならないというものだった。その結果、臨時立法機構が構成されたが、それが「南朝鮮過渡立法議院」(以下、過渡立法議院)であった。

互いに異なる観点で立法機構の位相を設定していた初期の過渡立法議院設立過程の対立状況は、過渡立法議院の開院以降、数ヶ月のあいだ続いた。このような情勢で過渡立法議院創設とともに右翼女性運動指導者たちの過渡立法議院進出活動が活発に行われた。しかし過渡立法議院の議員は45名の民選議員と45名の官選議員で構成されており、このうち女性代議員は45人の官選議員のうち約十分の一にも満たない4人が割り当てられた。女子官選議員は黄信徳(独促婦人会)、朴承浩(独促婦人会)、辛義卿(女子基督教青年会)、朴賢淑(女子国民党)である。⁷²⁾

民選議員では一人の女性議員も選出されなかつたが、それは民選議員の選挙過程と方法において大部分の女性有権者に実質的な選挙参加資格が与えられていなかったためである。婦女局機関誌『新生活』に文章を寄稿した朴正淑は、『選挙方法において選挙権を世帯主

66) FRUS 6, 1132 頁.

67) キム・ヨンミ,『米軍政期の南朝鮮過渡立法議院の成立と活動』,ソウル大修士学位論文,1993, 8 頁.

68) 『東亜日報』1946.2.15.

69) 『朝鮮日報』1946.3.19.

70) チョン・ヨンウク,『解放直後の米国の対朝鮮政策』,ソウル大学校出版部,2003, 231 頁.

71) 詳しい内容は次の論文を参照のこと。チョン・ヘグ,『10月人民抗争研究』,ヨルムサ,1988.

72) 『東亜日報』1946.12.12.

単位としたことは女性の進出をひどく抑圧し、解放とともに男女同等権を獲得したわが婦女たちをしてその福利のために勇敢に闘ってくれる代弁人を導き選出できなかった遺憾な状態をもたらしました。もっぱら一部指導部クラスの婦人の役割にだけ限定され、一般婦人にあっては全くその動きが封鎖されているので天佑の選挙機会を獲得したわが朝鮮婦女としてあまりにも無能力で恥辱的ではありませんか』と政治の現実を伝えた。⁷³⁾ 江原道春川婦女局主催の座談会が開催されたときも、独促婦人會会員の朴寅順は『今回男女同権と女子参政権を云々しながらも過渡立法議院の民選代議員投票も世帯主にだけ投票権を与え、われわれ女性たちは権利がないのでその不満は実に少なくありません』と嘆いた。⁷⁴⁾

過渡立法議院の選挙方法は、規定に従い男女の区別無しに普通選挙を実施し、法令制定時まで被選議員は軍政長官が樹立した「選挙手続き」に依って選挙⁷⁵⁾するというものであるが、各道別に実施された実際の選挙では、選挙権者資格を世帯主に限定した日帝時代の選挙規定が適用された。世帯主が女性になっている場合は非常に例外的な稀なケースであったため、ほとんど男性だけに選挙権が付与された選挙だった。米軍政は118号の規定が男女の区別なしに普通選挙を実施するという内容であり、これは世帯主ではなく20歳以上の男女すべてに選挙権が与えられたという意味だと強調した。しかし実際の選挙過程では、速やかな選挙実施のために世帯主選挙を黙認した。米軍政は各地方軍政長官に秘密裏に世帯主選挙を命令した。⁷⁶⁾

結果的に米軍政の速やかな選挙施行方針によって、ほとんどの地域では選挙法の規定とは異なり世帯主だけが選挙に参加し、その上40%が棄権した。このような選挙方式によって有権者の大部分が男性である世帯主選挙において最終的に女性代議員が選出される可能性は少なかった。ゆえに4名の女性たちが官選議員として任命されたのみであった。官選議員に女性が進出した背景には、当時の独促婦人會を中心とした右翼女性団体の活動があった。1946年4月、独促婦人會が結成され組織を整備・強化した。⁷⁷⁾ 米軍政が過渡立法議院設置案を正式に公布した後は、右翼女性運動家たちは上記の女性団体を中心にして、乱立していたその他の女性団体を統一させた。⁷⁸⁾ 同年11月18日、8つの団体の代表が集まったなかで「全国女性団体総連盟」（以下、女総）が結成されたのである。このとき決定した事項の一つが、過渡立法議院に多くの女性が参加できるように米軍政当局に陳情しようということであった。⁷⁹⁾ このような結果として過渡立法議院官選議員に4名の女性が女性代表として選定され得たのであった。

(2) 普通選挙法制定と女性割当制論争

73) パク・チョンスク、「立法議院に対する婦人の大望」、『新生活』創刊号、1947、21-22頁。

74) 『新生活』創刊号、1947、44-45頁。

75) 「立法議院設置に関する法令118号第8条」；キム・ヨンミ、「米軍政期過渡立法議院の成立と活動」、『韓国史論』32集、1994、251-305頁；キム・ヨンミ、「1946年立法議員選挙」、『国士館論叢』75集、1997、127-159頁。

76) キム・ヨンミ、前掲論文、1993、21頁。

77) 『東亜日報』1946.4.4.

78) 『東亜日報』1946.11.13、11.16.

79) 『東亜日報』1946.11.22.

米軍政法令 118 号規定で過渡立法議院が創設されると、独促婦人会はこれに積極的に参加しようとした。しかし男女の区別なしに普通選挙を実施するという選挙法の内容とは異なり、実際の選挙手続きと方式において世帯主選挙を黙認し、秘密裏に世帯主選挙を要求した米軍政の方針によって、女性有権者の投票権は制限されてしまった。その結果、独促婦人会および右翼女性団体指導者たちは女性民選議員に選出されないまま、4名だけが官選議員に任命され過渡立法議院に参加することになった。陣痛の果てに開院された過渡立法議院で「普通選挙法」（以下、普選法）が制定されるが、普選法もまた女性の政治参加の権利を代弁するには限界を持っていた。したがって独促婦人会の黄信徳議員を初めとした女性官選議員は女性の政治参加拡大のための女性割当制を要求するようになる。女性割当制論争の過程とその意味を見てみよう。

開院した過渡立法議院を通じて米軍政は準代表機構である過渡立法議院を構成してここで普選法を準備した後、国家全体を代表する国会を構成するという計画をもっていた。これによって 1946 年 10 月、民選議員選挙を実施し、12 月初めに官選議員を任命して同年 12 月 12 日過渡立法議院が出帆した。ローチ軍政長官は過渡立法議院のもっとも重要な課題は普選法の可決だと発表した。⁸⁰⁾

米軍政は立法議院に早いうちに普選法を完成させることを促した。⁸¹⁾ 普選法は通過過程で年齢基準、自書投票、居住制限などの問題をめぐり米軍政側の立場と中道派および右翼立法議員の立場に違いがあった。特に投票用紙に候補者名を自筆で書く自書制は読み書きのできない人を排除する措置だった。女性の大部分は読み書きができなかったため、それは女性を排除する規定でもあった。

他方、先に周知したように民主議院および過渡立法議院を通じて女性大衆の政治勢力化が進む可能性や、それを代議する女性政治家が選出される可能性は非常に少なかった。はじめからそれらの諸機構が民意によって構成されたというよりは米軍政政策の正統性を付与する看板機構として設置されたため⁸²⁾ 代議機構としての性格は弱かった。のみならず解放後初の選挙で世帯主選挙方式によって女性有権者はほとんど排除され、女性民選議員が選出される可能性は薄かったし、官選議員はホッジによって任命された。大部分の女性大衆は議会政治体の形成過程のスタートから排除された。したがって過渡立法議院の女性官選議員進出は女性界全体を代表しているとは見難いものであった。それゆえ普選法をめぐって展開された女性参政権運動は、左右の女性運動の鋭い対立を引き起こした。左翼女性団体は過渡立法議院の限界を批判した。女性参政権、男女平等権などは過渡立法議院を通じて実現することはできないと考えた。また限界が明らかな普選法撤廃をはっきりと要求した。⁸³⁾ しかし過渡立法議院に参加した右翼女性代議員および右翼女性諸団体は普選法制定過程に参加して女性割当制という主張を提起した。⁸⁴⁾

80) 『農民週報』1946.11.16.

81) 1947 年 6 月末までに普選法を制定できない場合、軍政庁法令で司法部に選挙実施のための法令案を要請するという書簡を立法議院に送った。『婦女日報』1947.4.1.

82) ブルース・カミングス, 前掲書, 1986, 91 頁.

83) 『大衆新報』1947.3.19.

84) 南朝鮮過渡立法議院速記録第 41 号, 1947.3.25.

普選法制定過程に参加して女性割当制を主張した女性官選議員たちの主張をもう少し具体的に見てみよう。普選法は1946年12月12日に開かれた過渡立法議院で通過させたもっとも重要な法律の一つである。普選法制定過程での核心問題は、選挙年齢と被選挙権資格制限条項だった。これは利害関係が尖鋭にかかった問題だった。このような状況で女性官選議員たちは女性の代表性確保のための措置をとることを主張し始めた。女性界の立場を代弁する4人の女性代議員は、1947年3月25日第37次会議の普選法審議過程で女性割当制である女性「便法」を主張した。女子代議員の参与を保障する特別扱い案の実施を主張したのである。⁸⁵⁾

米軍政が作成した『過渡立法議院報告書』によれば、第37次本会議の選挙法審議過程で黄信徳議員の女性のための特別便法要求は拒否された。⁸⁶⁾ 女性関連特別措置である便法要求はそれ以降、法制司法委員会の修正案作成過程では具体的な条項として挿入された。しかし激論の末に結局法制司法委員会に修正案を出すように決定、これによって法司委は1947年5月13日修正案を提出した。ところがこの修正案には総議席266席のうち女性議席22席以上(8%)の特別条例が入っていた。⁸⁷⁾ この22議席はソウル市5席と各道別2

⁸⁵⁾ 立法議員たちの選挙法案論議過程では、辛義卿と黄信徳議員が男性議員を相手に発言しているが、ここから黄信徳議員の発言内容だけを抜粋すると以下のようである。

◇黄信徳議員：先ほどある議員がおっしゃったことにお答えしますと、普選法を実施するにあたって女子の権利を剥奪したのではないから今回の運動をよく進めていくのがよいとおっしゃいましたが、それは原則です。しかしながら改めて考えてみると、この普通選挙法を実施する原因がどこにあるかといえば民主主義を実施しようというところにあるのです。ならばこの選挙法に依拠してこれが実施されるとき果たして女子代議員が何人かでも出てくるのかということをお私たちが非常に疑います。ならば3千万の半数にもなる1千5百万の朝鮮女性が参政権を持てるようにしてくれと、決して無理に要求するものではありませんが、現段階にあって1千5百万女性を代表できる代議員を1人も出せず、ふたたび昔のような男性だけが政治に参加するようになればその結論はいったいどうなるのでしょうか？だからこれに対して一言申し上げますと、現在の過渡期であるのでこれに対して何らかの便法で、仮に50人なら、その2割くらいは女子を出すことが出来るという、こういう方法を工夫するのがよいのではないかと思います。たとえば前回の赤十字社議員もそうでしたが、何らかの便法で、仮に四分の一は女子代議員にするというような便法があったらよいと思います。そのようにして朝鮮民族全体がそれこそ民主主義原則にのっとって平等な権利を享有できるようにして下さるよう希望します(南朝鮮過渡立法議院速記録第41号, 1947.3.25)。

ところでユ・スクランの論文では本文のなかで黄信徳議員の発言のうち濃く表示した部分を省略して引用している。この部分は、普選法に基づいて選挙をする場合、多数の女性代議員が女性大衆によって選ばれる可能性が少ないということを黄信徳議員が認識していたことを示している。すなわち女性大衆全体を代表する勢力として自らを押し出しながらも、自身が女性大衆によって代表される可能性は少ないということを認めているわけである。したがって女性議員が主張している「民主主義原則にのっとった平等な権利の享有」はこのような現実を認めることから出発せねばならなかった。すなわち独促婦人会および右翼女性議員が女性大衆全体と女性界を代表しているのではなく、もう一つの女性政治勢力との対立もまた認められなければならなかった。そのような対立と違いが認められる代議制を作るために努力しなければならなかったのに、右翼女性議員たちはそのような代議制を構想しなかった。

⁸⁶⁾ KILA Daily Report 1947.3.25.

⁸⁷⁾ 『朝鮮日報』1947.5.14.

席で構成されていた。⁸⁸⁾ 辛義卿、黄信徳両議員は、「女子議員選出便法と特別選挙区」は妥当だと強調した。⁸⁹⁾ しかし金若水議員は「韓国女性も外国女性がかつてしたように、政界に入るためには闘争して勝利しなければならない」と主張し、女性議席 22 席特別条例を批判した。結局、普選法の法制司法委修正案でも女性議席 22 席特別条例は可決されなかった。⁹⁰⁾

普選法制定過程で女性官選議員および右翼女性運動家たちは、自分たちは女性大衆と女性界全体を代表する勢力だと前提し、またそうする資格があると考えた。しかし他方では、自分たちが女性大衆によって代表に選ばれる可能性は少ないだろうと考えた。したがって代表に選ばれる可能性を高めるための措置として暫定的優遇措置、女性割当制の実施を主張した。⁹¹⁾ 女性割当制が本当に重要な問題ならば、そのような政治的な権利を守り抜こうと努力しなければならないのに、女性割当制を提案した女総代表であり独促婦人会幹部である黄信徳議員は、重要だと思っている女性割当制の主張を「民族的自尊心」によってそれ以上主張せずに放棄してしまう。⁹²⁾

いっぽう、独促婦人会、独促女子青年団、女子国民党、仏教女性総連盟、女子基督教青年連合会の 5 つの団体は、連名で『現在女性にとって不利な法律が多いことに照らして将来の朝鮮女性の遺憾なき発展のための至極公平な法律が制定されることを希望し、今回の立法議院には最小限度三分の一は女子の参政権が保障されねばならない』ことを要求する陳情書をローチ軍政長官に送った。女総は 1947 年 1 月立法議院に女性にとって不公平で不利な法律を即時廃止してくれという建議案を提出した。⁹³⁾

代表的な左翼女性運動団体である南朝鮮民主女性同盟（朝鮮婦女総同盟の後身、以下、南朝鮮女盟）は、普選法の限界を批判しつつ男女平等法令草案を自ら準備して軍政当局に

⁸⁸⁾ KILA Daily Report 1947.5.13.

⁸⁹⁾ 『朝鮮日報』1947.5.17.

⁹⁰⁾ ユ・スクラン、前掲論文、2005、287 頁。

⁹¹⁾ ユ・スクランとユン・ジョンランは、当時の右翼女性議員の「女性に対する優遇措置という便法」の要求を男女平等権実現のための事実上の平等を実現する暫定的積極的措置であり平等を促進させる正当な措置だと捉えて、右翼女性議員の議会活動を肯定的に評価する（ユ・スクラン、前掲論文、2005 参照；ユン・ジョンラン、前掲論文、2006 参照）。しかしまず女性界全体と女性大衆を代表できるという右翼女性議員・女性団体の判断は証明が必要な問題であった。その問題は女性割当制の要求を女性大衆の要求と決定にすることができる民主的装置と諸手続きを形成するための努力によって証明すべき問題であった。しかし右翼女性議員たちの認識と政治活動にあっては、女性大衆とともに活動すること、また女性大衆のための議会構成と立法活動の努力がよく見えない。女性大衆は諮問や嘆願、訴える機能だけを付与されるのみであった。このような問題点は公娼制廃止法の制定過程でもよく現れた。

⁹²⁾ 黄信徳議員は 1947 年 6 月普選法が通過した後、選挙法起草委員会と法制司法委員会の委員として活動した自分の感想を以下のように述べている。『過渡期的現実には適合する「女子特別扱い案：女子代議員最低定員数を要求する案」を多少主張してもみたが、結局女性自身の自尊心を曲げることも容易いことではなく、そのうえ国際的に朝鮮女性の程度が微弱だということを知られることは朝鮮の民度が薄いということを暴露する結果をもたらすゆえに民族的自尊心が許さず、女子特別扱い案を私個人としては放棄した。』黄信徳、「選挙法と婦人」、『新生活』第 1 巻第 5 号、1947、45-47 頁。

⁹³⁾ 『東亜日報』1947.1.7.

建議した。南朝鮮女盟は軍政長官と司法部長の金炳魯を訪問し『選挙権のみならず経済・政治・文化部門での男女平等権および自由結婚と離婚、相続における男女平等権』を主張した。⁹⁴⁾ これに対してローチ軍政長官は『この建議案は概ね適当であり、現在の民主主義原則に符合する』と語った。そして過渡立法議院に回付した。⁹⁵⁾ しかし南朝鮮女盟は男女平等権法令草案が過渡立法議院に回付されることに反対した。米軍政が直接草案どおりに法令として決定・公布・施行することを要請するという談話を発表した。⁹⁶⁾

普選法制定過程に参加して女性割当制を主張した女性官選議員たちの要求は貫徹されな
いまま、1947年6月27日通過した選挙法（選挙権者満23歳、被選挙権者満25歳規定な
ど）は軍政長官の異議提起でふたたび本会議に回付された（1947.8.12）。しかし立法議院
側は本院の見解に変わりないという返答を軍政長官に送る。軍政長官は1947年9月3日、
これを承認・署名して過渡政府法律5号「立法議員選挙法」として公布した。しかし実際
には軍政側の主張がこめられた内容に全面改訂され、1948年3月17日軍政法令175号「国
會議員選挙法」として発布されることになる。選挙権21歳、被選挙権25歳、特別選挙区
の削除などの内容である。この法令によってついに1948年5月10日、制憲国会議員選挙
が実施された。⁹⁷⁾ 政府樹立以降、女性に形式的な参政権が最初に付与されるようになった
のも、同法第1条規定によってである。⁹⁸⁾

2. 単独選挙・単独政府樹立への参加と議会進出運動

(1) 単独選挙・単独政府樹立選挙のための啓蒙運動

⁹⁴⁾ 『独立新報』1947.3.28.

⁹⁵⁾ 『独立新報』1947.3.30.

⁹⁶⁾ 『独立新報』1947.4.2. ユ・スクラン、前掲論文、2005では『左翼系の民主女性同盟もまた男女平等権建議案を立法議院に回付し』、『右翼と左翼を代表する女総と女盟が4人の女性過渡立法議員を通じて民主憲法が保障している基本平等権のみならず、結婚・家族・労働など広範な分野の民主的立法を試みることを建議した』と記述している。だがこれは誤った史料引用を根拠にしたものだ。訂正が必要な部分である。本文で書いたように、女盟は男女平等権建議案を過渡立法議院ではなくローチ長官に提出した。ローチ長官がそれを過渡立法議院に回付したのである。女盟はこのようなローチ長官の行動を批判した。また女総と女盟は、過渡立法議院とそれを通じた女性参政権・男女平等権に関する法制定と実施について異なる立場を持っていた。右翼と左翼の女性運動勢力がともに過渡立法議院を通じた民主憲法保障のために立法の試みをしたという説明は、それゆえ事実とは異なる陳述だ。ユ・スクラン、前掲論文、2005、289頁。

⁹⁷⁾ キム・ヒョクトン、『米軍政下の立法議院』、1970、汎友社。立法議院で制定した法令は軍政長官が同意して合法的に署名捺印し、官報に公布するとき法律の効力があるので、実際の拘束力がない準諮問機構の役割をしたのみであった。ユ・スクラン、前掲論文、2005、285頁。

⁹⁸⁾ 過渡立法議院で制定された法律のうち、女性と関連のある条項は「国会議員選挙法」（普選法）と「公娼制廃止法令」である。しかし社会的に公娼制廃止問題だけが大きくイシュー化された。結局、過渡立法議院の女子議員たちの主張どおり実現されたのは公娼制廃止法制定だけだった。公娼制廃止法制定をめぐる過渡立法議院内の論議過程は以下の論文を参照のこと。梁東淑、前掲論文、2001。

1946年初頭に開かれた第一次米ソ共同委員会が決裂した後に、米ソ共同委員会を通じた朝鮮問題の解決の妥協の可能性は弱まった。しかしこのような可能性が第2次米ソ共同委員会の妥協の可能性を根本的に封鎖したのではなかった。国内での左右合作の試み以降強化された中道勢力をはじめとして共同委再開を望む諸勢力が徐々に増加していたためだ。米ソもまた米ソ共同委員会が政府樹立のための妥協の最後の機会だという点をよく認識していた。第2次米ソ共同委員会は1947年5月21日、徳寿宮の石造殿で再開された。第2次米ソ共同委員会を前後して南韓の各政治勢力は共同委員会に参加するか否かによって新しく改編された。しかし第2次米ソ共同委員会もまた決裂してしまう。以降、朝鮮問題は米国によって国連に移管されるが、これを背景として単独政府樹立を実現するために、李承晩政治勢力が独促国民会を中心に選挙体制を整備していった。これによって独促婦人会および女総は単独政府樹立のための総選挙体制を強化させていった。

朝鮮問題の国連への上程過程で対立した米ソの主張案を要約すると、ソ連側案は外国軍の撤収が先で政府樹立はその後であるという案であり、米国側案は政府樹立が先でその後外国軍の撤収という案であった。⁹⁹⁾ 結局、国連で朝鮮問題は米国側案どおりに通過させられた。11月14日付国連総会決定内容は、国連朝鮮臨時委員団の監督下で1948年3月末までに人口比例による南北朝鮮総選挙を実施し、これに基づき政府を樹立した後、この政府が国連朝鮮臨時委員団と協議して国防軍を創設し、外国軍を撤収させるようになっていた。もちろんこのような決定は外見上、南北総選挙と統一政府樹立を前提にしたものであった。しかし朝鮮問題の一つの当事者であるソ連側がこれに反対する状況において南北総選挙を通じた統一政府樹立の可能性は低いものであった。さらに国連総会の決定内容は、ソ連側が常に受け入れを拒否していた人口比例による総選挙を規定していた。そのような点から朝鮮問題についての11月14日付国連総会決定は、事実上南北分断政権の樹立を予告していた。

国連総会の決定は南北の政治勢力にとって大きな影響を及ぼした。南側単独選挙・単独政府のもっとも直接的な被害者になる南韓の左翼諸勢力は、外国軍撤収および自主的な政府樹立というソ連側案を主張し続けた。基本的には北韓と共同歩調をとる一方で、単独選挙・単独政府を阻止するための物理的な直接闘争に出るほかなかった。米ソ共同委員会の成功に期待をかけた中道陣営もまた失望せざるをえなかった。共同委が決裂した今、彼らはあまり実現性のない国連監視下での南北総選挙に期待をかけねばならなかった。いっぽう反託運動を通じて共同委に積極的に反対していた金九勢力は共同委決裂にあたって南北総選挙を通じた統一政府樹立を主張し始めた。しかしある点で反託運動の核心点な主役として共同委協議に反対していた金九が、共同委決裂の直接的な結果である南北分断政権樹立の現実に直面して南北総選挙を通じた統一政府樹立を主張し始めたことは、現実政治において至極矛盾した行動にちがいがなかった。金九が南北総選挙を通じた統一政府樹立を主張するようになったことにつれて金奎植の中道派勢力と金九の右派民族主義勢力は共同の目標のために相互連帯を強化することができ、これは南北協商へつながるきっかけとなった。最後に共同委決裂と朝鮮問題が国連に移管されたことによって李承晩勢力と韓民党勢力は単独選挙・単独政府路線をはっきりと掲げられるようになった。同時に南側単独選挙・

⁹⁹⁾ チョン・ヘグ, 前掲論文, 1995, 95-97頁参照。

単独政府の現実的流れのなかで自分たちの影響力を急速に拡大していった。彼らは国連総会決定のもっとも大きな恩恵を享受した人たちであった。¹⁰⁰⁾

第2次米ソ共同委員会決裂によってもっとも政治的「力」を得た李承晩と独促国民会は、自身の政治路線というべき単独政府樹立を実現させるために独促国民会の組織を総選挙体制に整備した。¹⁰¹⁾ 独促国民会は1947年10月全国各市道で時局対策国民大会の開催を決定し、南側だけの単独選挙実施を決定した。そして本格的に単独選挙・単独政府路線の活動を展開し始めた。¹⁰²⁾

単独選挙実施が確定して以降、一方では金九、金奎植、洪命燾などの南北協商指導勢力が台頭し、他方では1948年3月5日、68の右翼政党・右翼社会団体の代表が独促国民会を中心に国連朝鮮臨時委員団と選挙に関する諸般の事項を協議する代表として民族代表団33名を構成した。民族代表団には独促婦人会幹部の朴順天、黄愛徳、金活蘭が参加した。¹⁰³⁾ 民族代表団は大部分が独促国民会、あるいはその傘下の大衆団体関連の人物たちであった。民族代表団の構成に続いて李承晩は総選挙を総括的に指導する最高委員を選定するが、右翼女性団体指導者の黄賢淑、黄愛徳もそこに含まれた。¹⁰⁴⁾

独促国民会は右翼団体の活動統一のために総選挙促進国民大会の開催と総選挙要請連判状運動を展開することを決定するなど、李承晩に対する絶対的な支持と単独政府樹立運動の世論形成の役割を担当した。独促国民会傘下団体である独促婦人会も単独選挙・単独政府樹立のための具体的な活動を展開した。特に独促婦人会が主導する女総は総選挙法に対する解説講演会と女性の総選挙参加を促す講演会を開催した。女総は婦女局の機関誌『新生活』を通じて選挙啓蒙運動を展開したこともある。¹⁰⁵⁾ 全体的に女総は選挙の重要性を教えたり、女性の選挙参加を督励して投票手続きを啓蒙したりした。¹⁰⁶⁾ 女総は女性有権者を選挙に組織的に動員するために「女性中央選挙対策委員会」を組織した。この委員会は加盟している各女性団体から選出された選挙対策委員によって構成された。各選挙区に区対策委員会を配置し、区委員－洞委員－班責任者を置いた。特に班責任者は班内の各戸訪問を通じて投票年齢内の全女性に投票参加を強力に勧め、啓蒙した。¹⁰⁷⁾ 女性中央選挙対策委員会は選挙日が5月10日に確定した後の3月30日に、李承晩が右翼人士を中心に総選挙推進委員会を組織して米軍政と力を合わせて総選挙参加運動を主導していくこと

100) チョン・ヘグ, 前掲論文, 1995を参照のこと。

101) 李承晩と独促国民会の詳しい総選挙体制整備過程は、キム・スジャ, 前掲論文, 2003を参照のこと。

102) 『京郷新聞』・『朝鮮日報』1947.10.10.

103) 『京郷新聞』1948.3.11; 『朝鮮日報』1948.3.12.

104) G-2 weekly summary No.131 1948.3.6-13.

105) 『新生活』第2巻第3号, 1948, 2-10頁.

106) 第2次米ソ共同委員会決裂を前後してすべての力量を国連と単独選挙問題に集中していた女総とは別個に、右翼女性団体は「愛国女性団体連合」という新たな組織を構成する。愛国女性団体連合の結成日および所属団体などは正確に知りえないが、参加人物を見ると李承晩を支持する独促婦人会会員と女子国民党党員が中心になって活動したものと見られる。この団体の幹部名簿は以下の通りだ。会長(趙信聖、黄愛徳)、総務部(黄賢淑、鄭賢淑、崔以權、李信徳)、財政部(鄭賢淑、許景信、黄賢淑)、『婦人新報』1947.11.26, 1947.12.4.

107) 黄愛徳, 「総選挙と女性の役割」, 『新生活』第2巻第2号, 1948, 3頁.

108) と軌を一にした。選挙前の2ヶ月間、女性を選挙に参加させるための女性団体のこのような教育キャンペーンによって巨大な女性動員が最高潮に達した。

(2) 右翼女性指導者の制憲議会進出の試み

過渡立法議院に進出した女性代議員らが主張していた女性議席割当制が否決されたとの報に際して、右翼女性界には大きく女性議席割当制を支持する立場と反対する立場の2種類の見解が存在した。¹⁰⁹⁾ しかし女性議席割当制はすでに否決されていたため、与えられた状況においてどのような方法をもって進むべきかがいっそう重要だという方に意見が一致した。¹¹⁰⁾ 以降、独促婦人会では何よりも5.10選挙のための宣伝と広報活動に集中した。

朴順天は1947年5月、独促婦人会の機関紙『婦人新報』を創刊した。¹¹¹⁾ 普選の議論が始まった1947年中頃から『婦人新報』の政治啓蒙紙の性格は露骨になった。¹¹²⁾ 毛允淑は総選挙に備えるためには女性識字教育が急がれると力説した。¹¹³⁾ 具体的には毛允淑は、女性特別選挙法を施行できない困難な現実において女性は、男性中心の選挙観念を無くし、能力ある女性たちに一票を投じねばならないと強調した。能力ある女性たちとは金活蘭、朴順天、崔以權、朴承浩、黄信徳、朴仁徳、朴賢淑などであると推薦しつつ、彼女らの履歴を詳しく知らせた。¹¹⁴⁾ 黄信徳は5回に渡る「女性と選挙問題」という試論を寄稿した。¹¹⁵⁾ 『婦人新報』は普選に備えて「国会議員選挙法施行細則」などを詳細に紹介した。¹¹⁶⁾ そして選挙が迫ってからは、投票参加は愛国であり棄権は売国であるというようなやり方で女性の選挙参加を強引に勧めた。¹¹⁷⁾

最も多くの候補者を出した独促婦人会は女性候補者の個人プロフィールと選挙事務所訪問記、選挙公約などを紹介した。当時、総選挙が男女平等権を獲得する決定的機会だと認識していた。¹¹⁸⁾ さらに総選挙準備運動として地方巡回と女性代表会議などを開催した。

108) イ・テイル, 「5.10 選挙の政治史的意味」, イ・スイン編, 『韓国現代政治史 1-米軍占領時代の政治史』, 実践文学社, 1989, 187 頁.

109) 『婦人新報』1947.8.6.

110) 『婦人新報』1947.8.29.

111) 『女性新聞』1947.6.14.

112) 『婦人新報』1947.8.23, 1947.8.24.

113) 『婦人新報』1948.8.24.

114) 『婦人新報』1947.10.7-10.8, 1947.10.11, 1947.10.14; 『新生活』第1巻第7号, 1947, 20-25 頁. ソウル地域に出馬した右翼女性指導者は龍山区から朴承浩、鐘路区から朴順天、中区は黄愛徳、西大門区は金活蘭、東大門乙区は黄賢淑、麻浦区が金善であった。ところでこのような記事はほとんど婦女局機関誌『新生活』に重複掲載された。

115) 『婦人新報』1947.8.26, 1947.8.27, 1947.8.29, 1947.9.3, 1947.9.7.

116)

『婦人新報』1948.3.14, 1948.3.18, 1948.3.24, 1948.3.25, 1948.3.26, 1948.3.27, 1948.4.28.

117) 『婦人新報』1948.4.3.

118) 『婦人新報』1948.4.2, 1948.4.3. それは麻浦に出馬した金善の立候補動機にもよく現れているが、金善は『国家の道徳性の根源は家庭にあり、家庭が道徳性を、夫と妻、父

独促婦人会の朴承浩会長は地方巡回に行ってきた後、20以上の支部代表者会議を開いた。この会議で将来実施される普通選挙法に対処する女性運動の方向について討論を行った。そして次のように結論付けた。女性解放を獲得しようとするれば女性は全力を集中せねばならない。ゆえに地方代表は独促婦人会、女子国民党などを区別せず全女性の普選法実施に対処できる運動を展開しなくてはならず、代表に立てることのできる女性は少数に決定されるが女性運動に誠意と熱意を尽くすことができる人物でなければならないと結論付けた。¹¹⁹⁾ そして各界各層の女性たちを通じて世論を形成する方法も使った。¹²⁰⁾ ほとんどの活動において、特に言論機関を通じた文章において表れた共通する立場は女性の選挙参加を訴えている点だった。女性に参政権を行使すべきことを訴えることでもあるが、女性の代表を議会に送るべきことを強調した点であった。

このような準備の末に1948年3月30日から4月9日に選挙人登録が行われ、1948年4月13日に19名の女性たちが立候補者として登録された。¹²¹⁾ そして1948年4月13日付の国会選挙委員会発表によれば、全有権者8,771,126名のうち8,055,295人と有権者全体の91.7%にあたる高い登録率を記録した。¹²²⁾ このうち女性有権者の登録率は全体の49.4%に該当する3,903,293名であった。¹²³⁾ 女性立候補者を表に整理すれば<表6>のようになる。

<表6> 1948年5.10選挙における女性立候補者と選挙区

女性立候補者	所属団体	選挙区	備考
黄愛徳	女性団体総連盟	ソウル中区	55歳, 梨花女子大文科卒, コロンビア大卒, 全国女性総連盟委員, 朝鮮女子基督青年連合会, 独促婦人会生活部長
金善	無所属	ソウル中区	平壤正義女高普卒, 日本奈良女子高等師範学校卒, 教授
朴順天	独促婦人会	ソウル鐘路区	42歳, 慶南東萊一新女学校卒, 東京日本女子大学社会学部卒, 教育界, 3.1運動に参加, 中央女子中学校副校長(1945-47), 婦人新報社社長, 独促婦人会副委員長, 独促国民会副委員長

母と子女、兄弟と姉妹の正当な地位として憲法をはじめとして建国のすべての立法に、女性として妻として母として、この正当な地位と権利が規定されねばなりません。これが私の先進国に女性が参政する所以です。』と述べた。『婦人新報』1948.4.28.

¹¹⁹⁾ 『婦人新報』1947.6.7.

¹²⁰⁾ 『婦人新報』1948.4.2. 『婦人新報』に女性事務員、家庭婦人、電話交換手、看護婦、女店員、女医、女性記者、幼稚園の先生、喫茶店のマダム、音楽家などの総選挙に臨む立場についての文章を載せた。

¹²¹⁾ 『婦人新報』1948.5.15. 女性立候補者数については異なる資料が存在する。中央選挙管理委員会、『大韓民国選挙史』、1964では18名としている。しかし当時の新聞記事の内容に倣うこととする。

¹²²⁾ 『婦人新報』1948.4.14.

¹²³⁾ Summation of U.S. Military Government Activities in Korea, Vol.32, 1948.5, p.188.

この資料では国会選挙委員会の資料を根拠に総有権者登録数を7,908,892人と見ている。

黄賢淑	女子国民党	ソウル東大門区	日本横浜共立女子神学校卒, 過渡立法議院議員, 乙未獨立運動で服役, 女子国民党総務, 独促国民会婦人部長
金活蘭	無所属, 梨花女子大総長	ソウル西大門区	52歳, 京城梨花学堂大学科卒(1928), オハイオ州ウエスレアン大学及び同大学院卒, ボストン大学哲学科卒(修士学位), コロンビア大学哲学科卒(博士学位), 梨花女子専門学校教頭(1936), 京城梨花女子専門学校校長(1939), 梨花女子大学校総長(1945), 各種国際会議に朝鮮代表として出席
金善	大韓女子国民党	ソウル麻浦区	53歳, 京義高女卒, 神戸日本女子新学校卒, 民主議院議員, 女子国民党副委員長, 朝鮮女子基督青年連合会
朴承浩	独促婦人会	ソウル龍山区	梨花学堂卒(1915), 東京津田女子大学校英文科卒(1924), (教師) 過渡立法議院議員, 3.1運動参加, 東亜日報学芸部記者(1934-41), 独促婦人会委員長
イ・スヒ	独促婦人会	仁川甲区	44歳, 京城梨花女子高等普通学校, 教育界(教師), 啓明女子実業学院開院, 啓明公民学校夜間部開校, 女子基督教育青年会, 独促婦人会仁川支部長
イ・ギジョン	独促婦人会	京義道抱川郡	淑明女子高等学校卒, 校長, 独促婦人会抱川支部長, 抱川基督教宣教会総務
キム・スクヒョン	独促婦人会	京義道水原甲区	
イ・チュンジャ	独促婦人会	忠北忠州郡	
パク・オクシン	独促婦人会	全南順天甲区	独促婦人会順天支部長, 婦人新報社順天支局長
キム・ソニン	無所属, 医師	慶北大邱甲区	44歳, 日本下関女学校卒(1935), 東京女子医学専門学校卒(1938), 医師, ソニン医院開院(1940), 大韓婦人会慶北本部長(1949-1959)
崔錦鳳 (=崔メジ)	愛国婦人同志会	慶北安東甲区	ソウル梨花女子中学校卒(1904), 東京女子歯科医学専門学校卒(1930), 医師, 3.1運動参加(3年服役), 愛国婦人会安東支会支部長
金喆安	愛国婦人会	慶北金泉甲区	47歳, 日本明治大政治学科修了(1939), 大韓女子青年団副団長(1950)
キム・ピレ	無所属	慶南釜山丁区	
チェ・ジョンソン	独促婦人会	慶南蔚山甲区	
イ・スクチョン	独促婦人会	慶南蔚山甲区	
朴寅順	婦女会	江原春川市	開城好壽敦女子高等普通学校卒(1929), 京城梨花女子専門学校家政科卒(1933), (教師) 春川婦女会長, 朝鮮赤十字社創立及び組織委員, 独促婦人会江原道支部長, 婦人新聞社春川支局長, 朝鮮赤十字社春川支社婦女奉仕隊

*出典: イ・ペヨン他, 「韓国女性史定立のための女性人物類型研究IV (1945-1948)」, 『女性学論集』第13集, 1999; イ・オクス, 『韓国近世女性史話(下)』, 奎文閣, 1985を参照して整理。

女性の参政権を主張していた右翼女性指導者たちは19名が出馬した。独促婦人会会員も9名ほど出馬した。いっぽう19名の女性候補のうち西大門から無所属で出馬した金活蘭は次点で落選し、女性は一人も当選できなかった。¹²⁴⁾ その後、再選挙と補欠選挙に3名の女性候補が出馬し女性としては任永信が1949年の安東の補欠選挙で初めて当選して全体の0.5%を占めることとなった。任永信はこれを足がかりとして第2回総選挙で再選される。

上の表によれば、女性立候補者の大部分は独促婦人会と女子国民党の幹部で指導的位置にあった女性たちだった。全立候補者19名のうち14名に関する資料で学歴を見てみると、専門大学以上の学歴を持っている立候補者は8名だった。他方、職業別分布を見れば、教育従事者が圧倒的に多かった。活動経歴はほとんどの場合が独促婦人会、女子国民党など右翼女性団体で活動していた。¹²⁵⁾ 当時、団体や政党での活動経験が立候補の一つの背景をなしていることを知ることができる。

右翼女性立候補者は、男性の票を期待できなかった。女性の票もまた期待しがたかった。当時女性の92%以上は読み書きができず、投票権さえ行使することが困難な実情であった。『女性新聞』では女性の識字教育がどれほど重要かを力説した。¹²⁶⁾ しかし現実的にこれを近いうちに克服することは非常に困難なことだった。選挙戦でも、「男性は情報と宣伝などで女性より優れているが、女性は実力や権威において劣ってはいない」として女性自ら同情して必ず女性代表に票を投じよと主張することもあった。¹²⁷⁾ 右翼女性団体は男性立候補者に対して、『女性を代表して出馬した女性立候補者の看板を盗む一方、また女性に限って立候補を自分に譲れと強要する者もいるというから本当に我が民族の恥だというほかない。自分の実力で立候補する資格がない者たちが何のために出馬して幾人もいない私たち女性の立候補者を妨害しようとしたり、またありとあらゆる謀略を尽くして悪宣伝をするのか』と非難した。¹²⁸⁾ 女性たちが必ず女性立候補者に対して選挙権を行使せねばならないと強調した。

しかし5.10選挙は失敗に終わった。¹²⁹⁾ 女性立候補者は1名も当選できず落選した。これに対して多様な評価が下された。まず「男性の理解不足」と「女性の無能」が指摘された。¹³⁰⁾ しかしそれよりもっと大きな原因としては『男尊女卑と、妻は夫に従わねばならないと思こんでいる女性が古臭い腐った慣習を完全に拒否できなかったこと』が指摘された。当時の女性運動の主要課題である女性に対する啓蒙活動をきちんと遂行できなかった点が大きな問題だというのだ。¹³¹⁾ さらに立候補者が女性団体の代表的運動家たちであるにもかかわらず選挙運動は個人的次元で行われた。その上、女性団体の選挙運動も地

124) 中央選挙管理委員会、『大韓民国政党史(1945-72年)』1, 1989, 195頁.

125) 『婦人新報』1948.4.18.

126) 『女性新聞』1947.5.13.

127) 『婦人新報』1948.5.7.

128) 『婦人新報』1948.4.22.

129) 投票率は選挙人総数の95.5%にあたる7,487,649人だった。中央選挙管理委員会, 前掲文, 1964, 386頁.

130) 『婦人新報』1948.5.14, 5.15.

131) 『婦人新報』1948.5.15, 5.19, 5.21.

方の立候補者に対する支援にまでは至らなかったが、そのような経済的問題、組織的活動の欠乏などを挙げた。

他方で、落選理由について黄愛徳は『運動する時期と物質、そして女性の自覚不足』のためだと結論付けた。落選したほとんどの女性立候補者は総選挙の失敗原因を女性の啓蒙不足に求めた。¹³²⁾ 黄愛徳の『私は当選するだろうとは予想もしていなかった。ただ女性の闘いを残したかった。』¹³³⁾ という言葉のように、当時の女性立候補者たちも現実を直視しつつ自己反省の機会を持った。慶北の金泉で立候補して落選した金喆安は『かつてあまりにも独立運動にだけ重きを置いていたため女性啓蒙をおろそかにしてきたというところに問題を帰結させることできるだろう』¹³⁴⁾ と語り、落選した黄愛徳は『私たち女性は過去に独立運動をしたが女性運動はしなかった。今後、女性運動を徹底的にしなくては』と覚悟を語った。¹³⁵⁾ また金活蘭は落選の感想で『知識階級の女性と一般女性との緊密な関係を結ばねばならないことを切実に感じた』と語った。¹³⁶⁾ 従来の右翼女性団体運動が知識階級の女性を中心に展開されたことについての自己反省であった。

このように選挙は当時の右翼女性団体の指導者レベルの諸人物が従来の活動を反省するきっかけとなった。そのなかでは女性運動の進路についての模索がなされた。総選挙は右翼女性諸団体に自省のきっかけを提供したとともに、女性の政治参加が法的には保障されたにもかかわらず、現実的にはそれがどれほど大変なことなのかを右翼女性運動家たちに確認させる契機になった。選挙活動の過程で経験した広報看板盗難事件や、女性立候補者に対する脅迫などの諸経験が、女性の政治参加が一時になしうるものではないことを悟らせる契機になった。韓国の女性たちが突然国会議員として国の運命を指示する役割を手伝えるようになるとは考えなかったとも述べた。¹³⁷⁾ 女性運動に女性大衆の政治参加が必須であるということを知りもした。しかし一般女性大衆の女性運動への参加のためには「愚昧な」女性大衆に対する啓蒙活動が重要だと述べた。もちろんそれは米軍政期の独促婦人会をはじめとした右翼女性団体の共通したもっとも重要な活動方向でもあった。

V. おわりに

以上、本論で独促婦人会が結成される米軍政期から独促婦人会が大韓婦人会に転化する政府樹立の初期までを対象時期とし、この時期の独促婦人会の組織結成と活動を概観した。

解放後の独促婦人会の組織結成と活動に現れた特徴を整理すれば、次のようである。米軍政期の独促婦人会の幹部陣には日帝末期の親日女性団体と一定の連続性があった。したがってそれらの組織と活動方向などには一定の連続性が見出せる。彼女らは大部分がキリ

¹³²⁾ 『婦人新報』1948.5.23, 5.30, 6.1, 6.2.

¹³³⁾ 『婦人新報』1948.5.23.

¹³⁴⁾ 『婦人新報』1948.5.21.

¹³⁵⁾ 『婦人新報』1948.5.15.

¹³⁶⁾ 『婦人新報』1948.6.17.

¹³⁷⁾ 『婦人新報』1948.5.15. Summation of U.S. Military Government Activities in Korea, Vol.32. 1948.5. p.188.

スト教女性を中心にした民族主義系列の女性たちであり、反共・国家主義的性向が濃厚であった。

独促婦人会活動は女性の地位向上と権利拡大を目標に掲げたが、彼女らの活動はむしろ反託運動、左翼勢力の弱体化と右翼政治勢力の基盤構築、李承晩政権の創出と維持、そして親米・反共の統治体制の構築などにより多くの比重を置いたものであった。これは独促婦人会を中心とした右翼女性団体の指導者たちが、女性の地位向上と権利拡大のような課題は政府樹立以降に考えることができる課題であり、女性運動はまず政府樹立運動に力添えをしなければならないと考えていたためである。すなわち独促婦人会の女性運動家たちは、いまだ女性運動を民族や国家のための運動に従属させて考えていたのである。

独促婦人会は各種行政組織と準国家機構に癒着して自身の影響力を確保しようとした。右翼女性団体は自力で大衆的基盤を確保していくことにおいて非常に脆弱であった。独促婦人会は、大衆的基盤の確保よりも女性運動指導者が直接行政や立法に参加することに関心があった。それは女性の地位向上と権利拡大のためには行政や立法に直接参与することが近道だと考えたためである。その結果、独促婦人会は権力依存的・権力志向的な性格を強くあらわした。そして独促婦人会は米軍政や李承晩政府の行政組織と癒着して活動したが、立法府に女性議員を進出させることには事実上失敗した。女性大衆の支援がない状況で議員として参与することは不可能だったからだ。結局自立的な基盤を準備できなかったこの時期の独促婦人会は、政府樹立以降、国家権力によって操縦される政府側機構に転落するほかないことを予告していた。

<参考文献>

『婦女日報』『婦人新報』『婦人新聞』『女性新聞』『毎日新報』『解放日報』『韓国日報』『東亜日報』『大同新聞』『ソウル新聞』『国民報』『漢城日報』『独立新報』『大衆新報』『朝鮮日報』『京郷新聞』『朝鮮人民報』『中央日報』『市政日報』『新生活』『婦人』『女性公論』『女性文化』『婦人京郷』『市政月報』『大潮』『新天地』

G-2 Periodic Report (翰林大アジア文化研究所編『駐韓米軍情報日誌』1~6)

G-2 Weekly Summary(翰林大アジア文化研究所編『駐韓米軍週間情報要約』1~5 巻)

OIR Report (国史編纂委員会, 『米国務部情報調査局(OIR) 韓国関連報告書』)

『米軍 CIC 情報報告書(RG319)』(中央日報現代史研究所)

『解放直後の政治社会史資料集』(チョン・ヨンウク編)

南朝鮮過渡立法議院, 『南朝鮮過渡立法議院速記録』1~5, (驪江出版社, 1984)

国会事務処, 『制憲国会速記録』, 1948~50.

世論出版部, 『朝鮮の将来を決定する各政党・各団体解説』, 世論出版部, 1945.

民議院事務処, 『国会交渉団体の変遷と各主要政党・社会団体の消長、その政綱・政策・党憲』, 民議院事務処, 1957.

カン・ヘギョン, 「国家形成期(1948-1950) 李承晩政権の行政機構構成と官僚充員研究」, 『国史館論叢』第79集, 1998.

- コン・イムスン, 「スキヤンダルと反共の‘女流’名士、毛允淑の親日と反共の二重奏」, 『韓国近代文学研究』第17号, 2008.
- キム・ソギョン, 『女流名士30人選集: 人物評判記』, 崇文社, 1953.
- キム・スジャ, 『李承晩の執権初期権力基盤研究』, 景仁文化社, 2005.
- キム・ヨンミ, 『米軍政期南朝鮮過渡立法議院の成立と活動』, ソウル大修士論文, 1993.
- キム・ヒョクトン, 『米軍政下の立法議院』, 汎友社, 1970.
- 金活蘭, 『その光の中の小さな生命: 又月金活蘭自叙伝』, 梨花大出版部, 1999.
- リム・ヨンチョル, 『パロム高風京、その生涯と教育』, サムヒョン, 1988.
- ムン・ギョンラン, 『米軍政期の韓国女性運動に関する研究』, 梨花女子大修士論文, 1989.
- 朴順天, 『私が歩いてきた道、私が歩いて行く道: 私の政治白書』, 新太陽社, 1957.
- パク・チャンスン, 「脱植民、解放と‘民族’‘民主主義’談論」, 『民族共同体の現実と展望: 分断、ディアスポラ、アイデンティティの社会史』, 韓国社会史学会他, 学術大会資料集, 2009.
- パク・チャンピョ, 『韓国の国家形成と民主主義』, 高麗大出版部, 1997.
- 保健社会部, 『婦女行政40年史』, 保健社会部, 1987.
- ソ・ジュンソク, 『韓国現代民族運動研究』, 歴史批評社, 1991.
- ソン・チュンム, 『漢江は流れる: 承堂任永信の生涯』, 東亜出版社, 1972.
- 梁東淑, 「解放後の公娼制廃止過程研究」『歴史研究』9, 歴史学研究所, 2001.
- _____, 「米軍政期 朝鮮婦女総同盟の組織と活動研究」, 『アジア現代女性史』創刊号, アジア現代女性史研究会(CAWA), 2005.
- _____, 「解放後の女子警察制形成と活動に関する研究(1945~1950)」, 『韓国民族運動史研究』, 韓国民族運動史学会, 2009.
- ユ・スクラン, 「光復後の国家建設過程での性不平等構造形成: 普通選挙法と制憲憲法作成過程を中心に」, 『韓国政治学会報』夏号 第39集 2号, 2005.
- ユン・ジョンラン, 「解放後の国家建設過程における右翼陣営女性の議会進出運動」, 『歴史文化研究』第24集, 2006.
- イ・ベヨン, 「米軍政期の女性生活の変貌と女性意識, 1945-1948」, 『歴史学報』150, 1996.
- _____, 「韓国女性史定立のための女性人物類型研究 IV(1945~1948)」, 『女性学論集』第13集, 1999.
- イ・スンヒ, 『韓国現代女性運動史』, 白山書堂, 1994.
- イ・オクス, 『韓国近世女性史話(上,下)』, 奎文閣, 1985.
- イ・ヒョニ, 『承堂任永信の愛国運動研究』, 東方図書, 1994.
- イム・ソンジャ, 『大韓民国労働運動の保守的起源』, 先人, 2007.
- 任永信, 『私の40年闘争史』, 承堂任永信博士全集編纂委員会, 1986.
- チョン・ビョンジュン, 『零南李承晩研究』, 歴史批評社, 2005.
- チョン・ヘグ, 『南北韓分断政権樹立過程研究: 1947.5~1948.9』, 高麗大博士論文, 1995.
- チョン・ヒョンジュ, 『大韓民国第1共和国の女性政策研究』梨花女子大博士論文, 2004.
- 崔恩喜, 1991, 『女性前進70年』, 秋溪崔恩喜文化事業会
- チェ・ジョンスン, 『朴順天の政治リーダーシップ研究』, 国民大博士論文, 2008.
- 韓国婦人会総本部, 『韓国女性運動略史』, 韓国婦人会総本部, 1986.

- 韓国女性開発院, 『解放後の韓国女性政治参与現況と今後の課題』, 韓国女性開発院, 2001.
韓国精神文化研究院 韓民族文化研究所編, 『私が経験した解放と分断』, 先人, 2001.
ハン・チョリョン, 『韓国の人物: 第1選 50人選』, 文化春秋社, 1954.
ファン・ジョンミ, 「解放後の初期国家機構形成と女性, 1946~1960: 婦女局を中心に」, 『韓国学報』 第28巻 第4号, 2002.

(翻訳: 永谷ゆき子)